

平成27年第1回東大和市議会定例会会議録第3号

平成27年2月27日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（29名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	広沢光政君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	財政課長	川口莊一君
情報管理課長	菊地浩君	産業振興課長	乙幡正喜君

市民部副参事 小川 泉 君
障害福祉課長 小川 則之 君
ごみ対策課長 松本 幹男 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
社会教育課長 村上 敏彰 君
中央図書館長 関田 実千代 君

福祉推進課長 尾又 斉夫 君
みのり福祉園長 石川 伸治 君
都市計画課長 神山 尚 君
学校教育部副参事 小坂橋 悦子 君
中央公民館長 福島 啓二 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、蜂須賀千雅でございます。平成27年第1回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、郷土愛を育むさまざまな施策の充実についてお伺いいたします。

①といたしまして、これまでの「郷土愛」についての施策と今後の取り組みについて。

②といたしまして、小中学校における「郷土愛」についての取り組みについて。

③といたしまして、道路、建物などの名称をさらに市民から公募する取り組みについてをお伺いいたします。

次に、2番といたしまして、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてのジュニア世代のスポーツ活動支援と、文科系活動支援についてお伺いをいたします。

①といたしまして、スポーツ分野における現状と今後の取り組みについて。

②といたしまして、文科系活動における現状と今後の取り組みについてをお伺いいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、郷土愛についての施策と今後の取り組みについてであります。郷土愛を育む事業としまして、郷土博物館や中央公民館では、東大和市の歴史や狭山丘陵などの地域の資源や財産をテーマにした事業を行っております。また、うまかんべえ〜祭やスイーツウォーキングのイベント等において、東大和市の魅力を知っていただく事業も行っており、このような事業を通して郷土愛を育むことができるものと考えております。今後の取り組みとしましては、引き続き東大和市の歴史や文化、地域の魅力などを知っていただく事業を展開し、郷土愛を育てまいりたいと考えております。

次に、小中学校における郷土愛に係る取り組みについてであります。児童・生徒が東大和市民であることに誇りを持ち、郷土愛を育むためには自分が住んでいる地域の歴史や自然について学ぶことが重要であります。各学校では、郷土博物館や市立狭山緑地等を活用し、地域の歴史や自然を教育活動に取り入れ、体験を通じた学習を進めております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、道路、建物などの名称を市民から公募する取り組みについてであります。市道につきましては適切

な道路管理を行うため路線番号を付しておりますが、現在は市内の主となる道路の12路線に愛称を定めております。市民の皆様からの御意見などを伺い、愛称を定めることで、わかりやすさだけでなく、地域への愛着や魅力を高めることにつながるものと認識しております。今後につきましては、道路及び地域での整備状況を踏まえ、わかりやすく親しまれる道路とすることが望まれる場合において、検討してまいりたいと考えております。公共施設の名称を公募することにつきましては、現時点では考えておりません。今後、状況に応じて検討してまいります。

次に、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてのジュニア世代のスポーツ活動支援と文科系活動についてであります。5年後に開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後は各分野でさまざまな事業が具体化してくると認識しておりますが、本市においても東京都や他の区市町村と連携を深める中で、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。なお、スポーツ分野及び文科系活動におけます現状と今後の取り組みにつきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学校における郷土愛についての取り組みについてであります。郷土愛を育むには、各学校において児童・生徒が地域のことを学び、地域に誇りを持たせる学習活動が重要であります。本市では、小学校3年生と4年生において、社会科副読本「わたしたちの東大和市」を使い、昔の暮らしや村山貯水池ができた時代などについて学んでおります。また、郷土博物館の見学や狭山緑地を活用したフィールドワークを初め、旧日立航空機株式会社変電所の見学等において、東大和市の歴史や自然の豊かさなどについても理解を深めております。さらに、ゲストティーチャーとして地域の高齢者を招き、東大和市の昔の様子を学んでいる学校もあります。教育委員会といたしましては、今後も東大和市学校教育振興基本計画に基づき、地域の自然や外部の人材を積極的に活用し、子供たちに地域への誇りを持たせる取り組みを進め、郷土愛を育んでまいります。

次に、スポーツ分野における現状と今後の取り組みについて御説明いたします。

現在、東大和市体育協会では、東京都体育協会の補助金を活用して、サッカーやバドミントンなど、7団体が未就学児から高校生までを対象としたジュニア育成事業に取り組んでおります。この事業は、地域におけるジュニアスポーツの裾野を広げることを目的としており、平成27年度も継続して実施されると伺っておりますので、教育委員会といたしましても体育協会と連携を図る中で、競技施設の確保等で協力をしてまいりたいと考えております。

次に、文科系活動における現状と今後の取り組みについてであります。各地の伝統文化や生活文化は人々の心豊かな生活を実現するために欠くことのできない貴重な財産であることから、国は子供たちがこれらの文化に触れ、体験する事業に対して補助金を交付しております。本市におきましても、生け花や茶道など6つの団体がこの制度を活用して伝統文化親子教室事業を実施しております。そのため教育委員会といたしましても、引き続き補助金の申請手続や会場の確保等で協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、順次、少し再質問させていただきたいというふうに思います。

先ほどの教育長の答弁で、教育委員会では東大和市の学校教育基本振興計画に基づき、地域の自然や外部の

人材を積極的に活用して、子供たちに地域等への誇りを持たせる取り組みを進めて、郷土愛を育んでまいりますということで御答弁がありました。

外国に留学経験をした日本人や、外国から日本にいらっしゃった外国の方が、日本人ということで親しくなればいろいろと日本のことを相手の国は聞いてくるのですが、子供を含む多くの日本人が、なぜか母国であるのに日本のことを知らな過ぎるほど知らないといった事実が昨今多くあるというふうなデータがありました。グローバルな人材の育成とよく世間ではうたわれていますが、自分の国のことや、まずは自分たちの生まれ住んでいるまちを知ることの大切さを、子供たちや住民にはやはり学んでいただく、また学ぶべき場所の提供は必要かなということを考えておりますし、グローバルというのは、最低限自国のこと、自分の生まれ住んでいることをまず知った上でのグローバルであるというふうに考えております。郷土意識や郷土愛を育む施策の充実の現状をお聞きしたく、また次世代につながる郷土学習の質問の現状等、お伺いをさせていただければというふうに思います。

これまでの市民向けのふるさとを意識して取り組んでいただく取り組みは、東大和の歴史を知っていただく機会の提供など、郷土を知り、郷土愛精神を育む取り組みなど、もしありましたら御答弁いただけますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 東大和市の歴史を知っていただく機会の提供ということで、社会教育部では先ほど答弁にもございましたが、博物館や公民館で事業を行っております。

博物館では、例えばでございますが、今年度、7月から1カ月半にわたって、東大和の歴史展「大和町町制60年」と題しまして、大和村から大和町、そして東大和市へとさまざまなものが大きく変わった激動の時代を、写真や当時の生活用品を通して振り返るような企画展示を行って、そこでは6,300人を超える大勢の方々にごらんいただくことができました。

また、公民館のほうでは、今年度、「麦づくりからはじめるうどん講座～めざそう地産地消ライフ～」と題しまして、東大和市に古くから伝わるうどんづくりについて講座を行いました。この講座については、現在も続いているわけですが、昨年11月からスタートして、ことしの7月まで行っていくものであります。座学のほかに実際に畑に種をまいて収穫をしてうどんをつくるまで、そういう一貫した事業ということで、市民の皆様にご参加をいただいております。このほか公民館では、多摩湖と鉄道について学ぶ講座や、高木地域の里山について、あるいは里正日誌から蔵敷の歴史を学ぶ、そういう講座や、東大和市の魅力を発見することを目的とした地域発見講座、「一緒にさがそう、まちの魅力」などと、多数の講座を行って東大和市の郷土について知っていただく事業も行っているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

公民館活動で行われてるものは、講師の方が恐らくいらっしゃって、市民の方と進めるのかなと思うんですが、今部長からお話ありました郷土博物館でカイカイしたのは、あくまでもあれですかね、パネル展ということの認識でよろしかったでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 郷土博物館では、年間いろんな職員が企画展示という形で、4つから5つほどの企画展をやっております。その中の一つとして、先ほど部長の話がございました大和町、60周年を迎えたとの企画展示を一月半ほどやりました。昨年は東大和の歴史展「激動の幕末・明治期を探る」と題しまして、幕末から明治維新にかけての自由民権運動の高揚期を迎えた30年間の企画展を実施いたしました。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ぜひそういった際は、郷土博物館の職員の方も、パネル展だけで展示するだけでなく、市民の方も御質問等も恐らくたくさんある方もいらっしゃると思いますので、ぜひ毎回、御説明の方も含めて立ち会っていただくような形をとっていただければと思うんですが、今回のあれでは、基本的にはパネル展ということで、特に御説明の方たちはいらっしゃるなかったという認識でよろしいですかね。

○社会教育課長(村上敏彰君) 今回の企画展では、特に職員がその場に行って説明をするということはしてございませんが、各展示物にパネルで説明文をおのおのたくさんつくりまして、それをおのおののパネルのおのおの展示しているものに添付をして、内容の説明をさしていただいたと。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) わかりました。ありがとうございます。

せっかくパネルも用意されて、いい企画をされていると思いますので、職員の方もせっかくいらっしゃるんですから、市民の方に知っていただいて何ぼだというふうに思いますので、聞きやすい環境で、ぜひそういった取り組みを有効なものにしていただくように、職員の方も配置していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

大人の講座については、今幾つかいただきましたので、それから公民館関係でも、よく公民館の便りだとか載っていますと、地域の発見講座であったり、まあさまざまやられてることも理解をしています。定員を設けて、恐らくその地域を皆さんで歩かれて、東大和の歴史を学んでいただいているんだらうなというふうには思いますが、恐らく平日やってることもあるので、当然小中学生だとか子供たちはいないというふうな認識で私もいますので。

それでは、子供たちの活動内容について、特に小中学校における子供たちの次世代の学習の機会、それから東大和市を学ぶ歴史等の環境の活動内容等、そのあたり、今、大人の件に関してはわかりましたので、子供たちに関する取り組みがあれば教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事(小板橋悦子君) まず市内の小学校3年生、4年生につきましては、社会科副読本「わたしたちの東大和市」を活用しました学習を行っているところでございます。まず歴史に関することといたしましては、地域に伝わるお祭りや行事のこと、それから村山貯水池ができたころの様子などを学んでいるということがございます。また、その副読本の中では、まちで働く人たちということで、東大和市の野菜づくり農家、またお茶づくりの農家を取り上げたりして、また商店や牛乳工場等のことも取り上げ、地域でどのような産業があるのかというようなことについても学んでおります。

また、自然のことについてでございますけれども、狭山緑地におけるフィールドワークを定期的を実施している学校もございます。郷土博物館の職員やボランティアガイドの方から、狭山緑地内の植物や昆虫などの生き物の特徴など、季節ごとの変化についてを学んでいるということもございます。また、学校の校庭にフィールドワークとして来ていただきまして、校庭の植物、それから身近な生き物のことについても学んでいると、そういうふうな学校もございます。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

中学生のほうの取り組みは、もう少し、もしあるようであればちょっと教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事(小板橋悦子君) 中学におきましては、必ず職場体験学習ということを実施しております

ので、地域の事業所の皆様に御協力いただきまして、毎年、中学生を職場体験学習として受け入れていただいております。その中で事業所の皆様とのかかわりや、その職業を体験するということを通して、改めて東大和のよさを実感する機会ということにもなっております。

また、第一中学校におきましては、地域合同防災訓練に第2学年の生徒が毎年参加をしております。そこで地域の皆様と一緒に訓練に参加することによりまして、地域の方との交流も生まれますし、また地域の一員としての自覚を持つ大変よい機会ともなっております。

あとは小学生からずっと地域に伝わるお祭りにかかわっている中学生もおりまして、中学生になりましても、そのお祭りに引き続き参加をし、地域の伝統文化に触れ、郷土愛を育むよい場になっているかと、そのように考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

各学年、行政報告書のほうも確認をしたんですが、定期的なさまざまな活動をやられてるというふうには思っております。よりこれで子供たちがどの程度、自分たちの地域のことを知っていただけて語っていけるのかなというのは、これはあれですかね、地元講師の方を含めて呼んでお話を聞いていく機会を設けていただきたりだとか、また現場に行ってさまざまな機会をということで捉えられて取り組みをされているということで思いますが、そのあたり子供たちにとっては、この部分というのは、子供たちは十分その辺は理解して、東大和市に対して理解を深めていただけてるという認識でよろしいでしょうか、今のところは。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 例えば小学校におきましては、総合的な学習の時間等の中で、その緑地について学ぶということもございますので、その総合的な学習の時間のまとめとして発表会を行ったり、または掲示物をつくって掲示をしたりというようなこともございます。また、中学校の職場体験学習におきましては、職場体験で学んだことを、報告会を行ったり、または事業所の方にそのことをお伝えしたりというようなことも行っておりますので、そのあたりをしっかりと認識をして、しっかりと学んだことをお返すこともできているかと、そのように考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この程度にはしておきますが、教える先生方は当然異動もありますし、教える先生方はどのような、例えばツールであったり機会を通じて、この東大和の学校に赴任された場合、当然子供たちに教えるに当たって、一番子供たちに近い存在であって、教える立場でありますから、教科書を中心に教えるんでしょうけれども、先生方がどれぐらいこの東大和のことを知って、東大和の歴史を知ってということで教えるのと、やっぱりその辺は違うと思うので、先生方のこの東大和に対する歴史の認識であったり、郷土を学ぶという機会は、どのような形で先生方は取り組みをされているのかだけ、最後、教えていただけてよろしいでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 東大和のことを教員が知るといえるのは、大変大切なことだというふうな考えておりますので、平成26年度には初任者研修におきまして、初任者研修の宿泊研修の一環といたしまして、郷土博物館の見学、それから郷土博物館に御協力をいただきまして、狭山緑地でのフィールドワーク、それから東大和南公園内にございます旧日立航空機株式会社変電所の見学なども行い、バスで東大和市内の循環をして、主な場所については説明をしながら理解をしていただくような、そんな研修の機会を設けてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

地元の例えばお祭りであったり、自治会の方であったり、さまざま地元で生まれて、地元に住んでる方のお話を聞いてということが、やっぱり一番であるというふうに思いますけれども、当然そういうわけも、毎日に行けませんので、学校の先生方が、よりその方たちに近い、やっぱりスキルを上げていただいて、子供たちにその歴史を伝えていただくということは大事ですので、初任者研修も含めて、そのあたり全てもう少し取り組みをよりしていただければ、子供たちも中身の濃い授業を受けれると思いますので、そのあたり先生方には、ぜひ大和を知っていただく機会を設けていただくことを、改めてお願いしたいというふうに思っております。

この質問の最後になりますが、郷土愛を含む、郷土愛をより知っていただく意味で、道路、建物などの名称を市民から公募する形の取り組みについてということで質問を出ささせていただいております。ネーミングライツとはまた別の意味で、地域の公募する形の取り組みということで、ちょこバスのルートですかね、あの市道の部分で行ったという例がありますが、そのほかも含めて我が市の事例があれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 道路の名称につきましては、当市におきましては昭和56年に、その当時、整備されていまして都市計画道路や主要道路を中心に9路線に名称を設定しておりました。その後、都市計画道路の整備が行われたり、また幹線市道として整備された道路、昭和56年から30年以上経過し、整備されていった道路について、近隣の市民の皆様から市道路線番号の管理の呼び方ではわかりづらい、もう少し地域の人たちも親しめるような、愛称的な設定ができないかというような要望をいただいたというようなことがございまして、4路線について、それまで路線番号、3号線、5号線、8号線といったような呼び方をしていたところにつきまして、4路線につきまして新たに昨年整備を、愛称名を設定していきたいというふうに考えて設定したという経緯がございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ子供たちも含めて市民の方に、やっぱり地域の公園ですとか、例えば小学校であるとか道路であるとか含めて、自分たちで愛称を持って、そういった取り組みで名前をつけられれば、やっぱり地域の郷土愛の気持ちも生まれるのかなというふうには思っておりますので、そのあたりもう少し広げていって取り組んでいただけないかなというふうには思っております。

全国、調べますとさまざま、公共施設、それから例えば図書館であったり公立の学校であったり、その地域の名前が入ってるものというのは実はたくさんありまして、当然担当としても把握はしてらっしゃると思います。ここで挙げなくても、多くの自治体で、さまざまその地域の名前を使って、市民の方に愛称を持っていただいて、とても親しみのある地域の名称ということで取り組んでいただいているというのも、調べたところあります。また、近隣でも立川市であったり、八王子、町田、東村山、国立、そのあたりも地域の名前を使って取り組んでいるということがありますので、そのあたり、例えば公園であったりとか、今度たしか第一小学校が今、開校して93年とか94年でしたかね、100年まで約5年か6年ありますので、私も第一小学校出身ですから、第一ということは外さなくていいと思います。第一何とか小学校みたいな形で、ちょっと6年という期間がありますので、十分住民の方、それから学校関係者含めて、そういった議論、お話をできる機会もあると思いますので、めでたく100年を迎えますので、ぜひそういう機会を少し捉えて検討していただくことはできるかな

ということで、ちょっとお伺いをさせていただければというふうには思いますが。公園と、例えば公園道路の今後の検討と、それから学校の校名も含めて、そのあたりの今後の検討はいかがかなということで、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 公園の名称ということで、現実的には新しくできた公園につきましては、どちらかというと、今現在、桜が丘地区に幾つかできているんですが、桜が丘何丁目東公園ですとか、私自身もなかなかちょっとわかりにくくなっているという認識は持ち合わせております。今後、特色ある公園づくりなども検討していく予定がありますので、そういった中で地域の皆様のお話を聞きながら、こういった名称がいいのかということも含めまして、少し研究、検討してみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○教育長（真如昌美君） 校名につきましては、今まで特段考えてきたことはないんですけども、今お話ございましたので、今後、検討したり地域の声を伺ったりしながら考えてまいりたいと思っております。

ことは東大和市の教育という冊子に、校章の由来をまとめてもらって、それを載せてあります。私たち校章について、それぞれいろんな校章があるんですけども、その由来については深い地域の人たちの思いがあるということについて、今まで余り認識してなかったところがありますので、そういったところから学校そのものを愛する心といいますかね、そういったものを育てながら地域のほうにも広げていきたいというふうに思っておりますので、さまざま今後、課題とさせていただきますので検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 道路につきましては、今整備中の都市計画道路等もございます。短い区間ですと、なかなか地域の方たちに親しまれていくというようなことだとか、市内の方たちのPRといった面でもなかなか効果がないと思いますので、一定の区間の開通ができた時点を捉えたりとか、あとは古くから使われている道路について、地域で親しまれてる呼び名等がございましたら、そういったものについて地域の皆さんの御意見を伺いながら、愛称の設定について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

公園に関しては、確にかたい名称が幾つも今ついておりますので、実際遊んでる子供たちは、例えば私の家のそばはパンダとかキリンがいるので、皆さんパンダ公園って子供たちはほとんど言っています。私を含めて御近所の方もパンダ公園というふうに言ってますので、地域では地域に住んでる人たちの愛称がありますので、そのあたりを参考にさせていただいて、悪くないお話だとは思いますが、ちょっと検討していただければと思います。

道路も新しく幾つか、市道のほう名称をつけていただけて市民の方も喜んでおりますので、それも引き続きまたお願いできればと思います。

学校のほうも、大もととなる名前の変更を私も、やっぱり歴史があって長く、過去の市長たちも、皆さん、第一小学校にいらっしゃいましたので、そういったことも含めてありますから、でもその地域に第一何とか小学校みたいな形で、まず歴史を学んでいただくことが大事だと思います。そういった機会を設けて、6年とか7年という時間がありますから、その先にそういった形がもしとれるのであれば、検討していただければというふうに思いますので、ぜひどうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

郷土愛の部分の質問は以上になりますが、生まれ育っている東大和で学び、生活をして、本当に自分たちの

まちだと自信を持って感じていただくには——いただく教育を、やっぱり郷土愛と郷土学習というのが非常に大切なんだというふうに思っております。まず一番に子供たちと目の前で対峙してる教員の皆さんも、東大和市の歴史に対して郷土愛を改めて深めていただく機会を設け、より深めていただき、その上で、これから東大和市を担う子供への教育に取り組んでいただきたいとも、教育委員会にはまず考えております。

それから、今、日本という国は、未来を担うべき子供たちの出生数が非常に少なくなっております。子供たちと地域の接点が減ったことによって、子供たち自身のまちに対する関心が希薄化しており、これも東大和市が例外ではなく、子供たちが大人になったときに行政に頼るのみでなく、自分たちのまちを自分たちでよりよくするんだという意識を持って大人に多くなっていただかなければ、東大和市がより魅力的で、今後とも活力と希望に満ちあふれた東大和にあり続けることが、なかなか厳しい時代がやってくるのではないかなというふうに思っておりますので、これから魅力的で、また大好きな東大和に住み続けたいと、次世代の子供たちも含めて地域の方が皆さん思っていたいただけるようなことの一つとして、この郷土愛のことを少し進めていっていただき、さまざまな各部署にまたがっておりますので、取り組みをしていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

郷土愛については、以上で質問させていただきました。終わりたいと思います。

次のジュニア世代のスポーツ活動と文科系活動ということで、質問させていただきたいと思います。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定して、単純にそのときに東大和市から1人でも多くの選手が出場していたら、やっぱり盛り上がることだというふうに考えております。その一環として、ぜひジュニアスポーツの強化にもっと力を注いでいただくべきかなというふうには考えております。現在までにおける東大和市としてのジュニアスポーツ支援についての取り組みがあれば教えていただき、また具体的な団体名等、わかる範囲で教えていただければというふうに思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市が取り組むジュニア育成事業でございますが、直接市が取り組む事業はございません。体育協会を通じまして、東京都体育協会、あるいは市の体育協会を通じまして、ジュニアの育成事業をしてございます。今年度は7団体が11の事業を実施してございます。7団体につきましては、サッカー協会、ソフトテニス連盟、空手道連盟、テニス連盟、バドミントン連盟、卓球連盟、スキー連盟が今年度は実施してございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それで今、現状市民の方で、東京都レベルであったり、そういった活躍実績のあるジュニアの選手の方が、もしいらっしゃれば教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 市内のジュニア世代で全国レベルの選手の状況でございますが、市の体育協会にお伺いたしますと、空手道連盟に所属する中学生男子が、本年3月に開催されるはまなす杯第9回全国中学生空手道選手権大会に、東京都代表として出場されると伺ってございます。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 今、課長が答弁させていただいたのは全国レベルということで、そのほかに東京都レベルでの活躍してる中学生、ジュニアについて補足をさせていただきます。

教育委員会で発行しております教育委員会だよりというのがございまして、直近の昨年10月31日に発行した教育委員会だよりの中で、市内の小中学生の活躍した記録を載せてございます。

その中から幾つか御紹介しますと、東京都中学校体重別柔道選手権大会でベスト8、それから東京ジュニア陸上競技大会、女子200メートルで6位、そして全日本中学校通信陸上東京都大会、男子共通砲丸投げで2位というような活躍をしている内容について記載をしているところがございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東京都のほうは選手強化などの事業の取り組みで、トップアスリート発掘育成事業というのをやっております。選手層の厚い競技では、スポーツクラブや学校の部活動を通じて優秀な選手を発掘して、それぞれの競技において育成、強化をしているというふうに向っておりますし、また基本的に中学生で、競技内容が違って、基本的にその体力が一流選手並みに中学生としてあれば、種目人口が少なくてもメダルが狙いやすいということの目的の中で、例えば重量挙げであったりカヌーであったりボクシング、レスリング、自動車、アーチェリーということで、さまざまなこういった分野にも、サッカーであったり野球であったり、それからバスケット等、競技人口が多く、またやっける子供たちも多いものですから人材は豊富なんですけど、こういうところから転向させて、例えば重量挙げで金メダルを目指すトップアスリートを探すということで、7競技を中学生からということで、ジュニアアスリート発掘育成事業ということで、これはもちろん2020年度の東京オリンピック・パラリンピックで、日本人に金メダルを狙っていただきたいということで、こういう取り組みがされておりますが、このあたりの東京都からの通知というのは、市にはどのように入って、子供たちにはどのようにこの情報が行き渡っているのか、ちょっともしわかっているようであれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） ただいまお話のございました東京都体育協会が実施しているトップアスリート発掘育成事業についてでございますが、直接は市のほうには情報等は来てございません。東京都体育協会から市の体育協会のほうに要望がいきまして、市の体育協会のほうにお伺いいたしますと、こちらのトップアスリート発掘育成事業に、体育協会加盟の選手でございますが――で該当選手はいないという形で、今年度は申請がなかったと、このように伺ってございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

私も質問するに当たって調べたものですから、どれぐらいだったかなということまではちょっと見てなかったもので、質問だったので質問させていただいてるんですけど、こういった取り組みもされておりますので、子供たちに情報は伝わっているんですかね。どうなんですかね。そういう申請がなかったとしても、情報としては伝わっているのかどうかということもやっぱりありますので、ぜひちょっとその辺は、来年度以降、これ毎年、募集をかけてるというふうなお話も伺っておりますので、そのあたり担当として情報をとっていただいて、体力的にそれだけ東京都レベルで頑張ってる子がいるのであれば、そのままの競技で伸ばしてあげるのも一つですが、特区から一つ外れても、基礎体力ができてるとということで、改めてオリンピックを目指すということの取り組みもできるわけですから、そのあたりの取り組みを、ぜひちょっとしていただきたいなというふうに思うんですが、御担当としていかがでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 東京都のトップアスリート発掘育成事業でございますが、今までは体育協会から、都体協から市の体育協会に要望が来ておりますので、体育協会加盟の競技の小中学生については情報は伝わっていると思っております。ただし、加盟されていない一般の中学生には情報が伝わってございませんので、市の体育協会ともお話をさせていただきまして、そうした情報につきまして学校と連携をしながら、情報提供を

してまいる方向で考えてみたいと思います。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ、そのような流れで今育成事業が行われているということをお伝えしていただければ、加盟してるところから、またそこを自分自身もそういう目的ができれば、親御さんとお話ししてそれに登録できるような形もとれるわけですから、ぜひそのあたり情報としてお伝えすることも、ちょっと体育協会のほうとお話をさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

東京オリンピックが迫れば、各文科系でも日本の文化を知っていただくことで、おもてなしということで、世界への発信がやっぱり行われる部分が出てくるというふうに認識しております。文科系活動の今後について、最後少し教えていただければと思いますので、お願いたします。

○社会教育課長（村上敏彰君） 現在市内にある6つの団体が、先ほど教育長の答弁にもございますように、国の補助金を活用いたしまして伝統文化こども教室事業を実施してございます。平成26年度の実績でございますが、6団体全体で着物の着つけ、生け花教室、茶道教室、祭り、行事などの事業を実施いたしまして、延べ581名の親子の方に御参加をいただきました。1事業当たりの補助金の上限額が50万円と決められてございますが、各団体とも平成27年度も実施する予定と伺ってございますので、申請手続や会場の確保で引き続き御協力をさせていただきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ、文科系活動も引き続きそういった活動をしていただいて、子供たちのその能力を高めていただく機会を、先ほどのスポーツ、それからこの文科系活動ともども取り組んでいただければと思います。その活動が、オリンピックが近づくことによって、各都道府県、市町村におもてなしであったり、同じ会派の押本議員から、今回同じ関係の質問が出てますので、ホストシティ・タウン構想に関して、そちらにつながっていく部分が出てきますので、ぜひそのあたり、その文科系活動、スポーツ系活動を通じて、その新たな活動が意味あるものになるように、ぜひ文科系活動もおもてなしをしていただくために、日本の伝統と文化を子供たちに覚えていただくという大事な機会ですので、ぜひそのあたりこれからも時間をかけて取り組んでいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願したいというふうに思います。

以上で、ジュニアスポーツ世代の質問も終わらさせていただきます。

今回、私の一般質問を終わらさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は大きな項目として3点、質問をさせていただきます。

まず初めに、東大和元気ゆうゆう体操についてであります。第2は、市内の空き家について、そして3番目は市内のモニュメントについてであります。

それでは、順を追って質問させていただきます。

まず、東大和元気ゆうゆう体操について。

①東大和元気ゆうゆう体操の制作について。

ア、体操制作のきっかけと目的は。

イ、市が期待する効果は。

②さきに開催されたタウンミーティングについて。

ア、開催状況と参加した市民の反応は。

イ、それを受けて、市としての今後の対応は。

③元気ゆうゆう体操の普及について。

ア、現状の認識は。

イ、今後の課題は。

2番目は、市内の空き家についてであります、①空き家の現状について。

ア、市としての認識は。

イ、空き家がふえることで起こる問題点は。

②空き家対策について。

ア、現在市が講じている対策は。

イ、今後の展望は。

3番目は、市内のモニュメントについてであります、①制作及び設置の経緯と目的について。

②現時点の活用状況について。

③今後の展望について。

壇上での質問は以上となります。再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、東大和元気ゆうゆう体操制作のきっかけと目的についてであります、市では平成18年度から65歳以上の高齢者が要介護状態になることを予防するために、転倒予防教室等の介護予防事業を実施しております。教室を修了した方々から、介護予防のための自宅や地域で継続的に実施できる体操の希望が多くあり、これを実現するために制作したものであります。

次に、市が期待する効果についてであります、東大和元気ゆうゆう体操については、東京都健康長寿医療センター研究所の協力のもと、市と市民の皆様がともに制作した介護予防に効果のある体操であります。市では、この体操を通じて、高齢者の皆様が介護予防に関心を持って健康増進に努めていただくことで、介護を必要とせず、健康で自立した生活を送れる方々がふえることを期待しております。

次に、タウンミーティングの開催状況と市民の皆様への反応についてであります、平成27年1月24日と28日に開催いたしましたタウンミーティングには、24日には37人、28日には17人の参加がございました。介護予防リーダーや体操普及推進員を初め、介護予防に高い関心をお持ちの方々に御参加いただき、日ごろの活動や今後の体操普及への市の取り組みに対する課題や要望など、多くの御意見をいただいたところでございます。

次に、参加者の御意見に対する今後の対応についてであります、参加者の皆様からいただいた御意見につ

きましては、東大和元気ゆうゆう体操のさらなる普及推進を図るため、研究、検討の上、活用してまいりたいと考えております。

次に、東大和元気ゆうゆう体操の普及に関する現状の認識についてであります。東大和元気ゆうゆう体操をより多くの市民の皆様にご覧いただき、体操参加者の拡大を図っていくことが重要であると考えております。市では毎月1回、第1月曜日の昼休みに、元気ゆうゆう体操in市役所中庭を実施し、さまざまな年代の来庁者への普及啓発の機会としております。また、うまかんべえ〜祭や長寿の集い、福祉祭、市民ふれあい運動会、防災フェスタといった多くのイベントに参加し、体操の実演を通して、その周知と普及、拡大に努めているところでございます。

次に、今後の課題についてであります。東大和元気ゆうゆう体操につきましては、現在、市内19カ所で体操自主グループが活動しておりますが、高齢者全体における体操の認知度や参加者数からいたしますと、さらなる普及推進に向けてさまざまな取り組みを進めていくことが課題であると考えております。今後、活動の中心を担っていただいている体操普及推進員の皆様が継続的に活動できるよう、一層の活動支援に取り組むとともに、担い手の拡大や次世代育成のための体操普及推進員養成講座の継続的な実施が必要であると考えております。

次に、市内の空き家の現状認識についてであります。近年、市内におきましては高齢化や相続の理由で、管理不十分のまま放置された空き家が存在していることは承知しております。これらの管理されていない空き家は、景観上の問題や犯罪、放火の要因となるなど、周辺住民の生活環境にとって決して好ましい状況ではないものと認識しております。

次に、空き家がふえることでの問題についてであります。管理不十分の空き家がふえることで、次の4点の問題が考えられます。1点目は家屋の老朽化による倒壊の問題、2点目は樹木や雑草の繁茂等により車道の通行の妨げや隣接地への枝や落ち葉の侵入、また鳥のすみかや蜂の巣の発生の問題、3点目は管理不十分による景観上の問題、4点目は犯罪や放火の要因となる問題であります。

次に、市の空き家対策についてであります。放置された管理不十分な空き家につきましては、市で現場を調査後に所有者に対し、雑草の除去や土地、家屋の適正管理を依頼しております。また、防災、防犯の観点から警察署、消防署の巡回、警戒を依頼しております。今後も空き家の所有者へ、適正な管理について理解を求めまいりたいと考えております。

次に、今後の展望についてであります。高齢化や相続の理由で管理不十分のまま放置された空き家が増加していくことが予想されます。空き家の把握と所有者への適正管理の要請に、引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、市内モニュメントの制作及び設置の経緯と目的についてであります。市は昭和57年度に制定いたしました東大和市基本構想において、21世紀の都市像を「うるおいとふれあいのあるまち東大和」と決めました。その実現を図るための施策の一つとして都市景観の形成に取り組み、平成元年度から平成7年度までの7カ年で、市民の皆様が身近に感じて親しんでいただけるよう、地域に根差した民話、伝承、歴史、事物を題材にした27体のモニュメントを設置いたしました。

次に、モニュメントの現時点での活用状況についてであります。市民の皆様にご覧いただき親しんでいただく取り組みとして、モニュメントマップを制作し、市内の公共施設等で配布しております。また、市が制作しているウォーキングマップにおいて、市内の散策ポイントの一つとしてモニュメントを紹介しております。

次に、モニュメントの今後の展望についてであります。市内随所に設置していますモニュメントを活用し、市全体を一つの風土、歴史、美術博物館のようにネットワーク化することにより、市民の皆様の地域への愛着心、郷土愛を育むとともに、個性豊かなふるさととして表情の創出に役立つことを期待しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○10番(根岸聡彦君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、先般の市長施政方針の中で、健康づくり施策の充実ということが重点項目の一つに挙げられておりましたが、この施策の中で東大和元気ゆうゆう体操はどのように位置づけられるのでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) ゆうゆう体操の位置づけということでございますが、健康づくり施策の充実、これにつきましては健康増進計画に基づいて今後推進してまいりたいと考えてございますが、健康増進計画の第4章、第2節、3、高齢者の健康におきまして、介護予防、これについての重要性について触れられております。東大和元気ゆうゆう体操につきましては、この介護予防のための重要なツールの一つとして位置づけられているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 東大和元気ゆうゆう体操が取り入れている動きの効用としては、どのようなものがあるのでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) 元気ゆうゆう体操の動きの効用、効果ということでございますけれども、9点ほど大きくカテゴリーとしてはございます。1つ目が足の筋力の維持、向上。それから2つ目が体幹の筋力の維持、向上。それから3つ目といたしまして肩周り、それから上腕、こういったところの筋力の維持、向上。それから4つ目といたしまして体のしなやかさといいますか、そういったものの維持、向上。それから5つ目が肩回りの動きやすさ、こういったものの維持、向上。6点目が足の各関節、股関節等、そういった各関節の動かしやすさの維持、向上。7つ目が、ゆっくりとしたバランス機能の維持、向上。それから8つ目が素早いバランス機能の維持、向上。最後に9つ目といたしまして、表情、それと口の機能の維持、向上。こういった効果があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) その元気ゆうゆう体操といったような、介護予防を目的とした体操ですが、これは東大和市独自のものなのでしょうか。それとも、ほかの自治体でも広く行われているものなのでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) 東大和元気ゆうゆう体操、こちらにつきましては介護予防を目的といたしまして、本市が制作したオリジナルの体操でございますが、こういった自治体等が独自に制作したという、いわゆる御当地体操と呼ばれる体操につきましては、正確な数値というのは把握できていないんですが、新聞等によりまして、一説では全国各地で100以上あるんじゃないかというふうな報道もされております。

そういった御当地体操でございますが、ゆうゆう体操のように介護予防というものに特化した、そういった目的としたというよりも、もっと大きな健康維持というようなことを目的として制作されてるものが多いというふうに聞いています。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆう体操を指導しているのは、どのような方々なのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） ゆうゆう体操の指導でございますが、市が実施しております体操普及推進員養成講座、こちらを受講した方々、体操普及推進員でございますが、この方々に指導のほうはお願いしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆう体操普及推進員の御答弁をいただきましたが、その普及推進員の資格要件というのはどうなっているのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 体操普及推進員の資格要件ということでございますが、市のほうで平成24年度から実施しております、先ほど申しました体操普及推進員の養成講座、こちらに御参加をいただいて、出席日数等の条件を満たした上、修了した方、そういった方々を体操普及推進員とさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その普及推進員ですが、現在市には何名いらっしゃるのでしょうか。また、市としてはこの推進員をどのようにしていこうとしているのでしょうか、その方向性についてお聞かせください。

○福祉部参事（広沢光政君） 体操普及推進員の人数ということでございますが、現在、普及推進員の方、70名いらっしゃいます。市では、体操の効果、こういったものをきちんと発揮していただくためにも、体操を正確に説明、また指導できる、そういった人材を育成することを目的といたしまして、体操普及推進員を養成しているということが現状でございますことから、今後も市民の皆様への元気ゆうゆう体操普及啓発のために、体操自主グループですとか各種イベント、こういったところで普及推進員の方々には御協力をしていただきたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その東大和元気ゆうゆう体操普及推進員を育成するための費用としては、年間どのくらいかかっているのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 体操普及推進員の育成のための費用ということでございますが、平成26年度につきましてお答えさせていただきますと、体操普及推進員の養成講座、こういったものにかかわる費用ですとか、それから体操普及推進員になった後のフォローアップ、こういったものに要する費用、こういったものとして50万円程度の予算となっております。この50万円の予算とは別になりますけれども、普及推進員の方々が活動に必要となりますのぼり旗ですとかTシャツ、それからラジカセの充電池、こういった日々の活動に必要な消耗品、それから連絡会等に係る経費、こういった費用も計上をしているところがございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆう体操というのは、その普及推進員の資格がないと指導できないものなのでしょうか。もしそうであるならば、その明確な理由はどこにあるのでしょうか。また、もしその資格

がなくても指導が可能であるとするならば、普及推進員の資格というのは何のためにあるのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 市といたしましては、市民の皆様楽しく安全に、効果が十分に発揮できるように、東大和元気ゆうゆう体操、こちらのほうを行っていただきたいというふうに考えているところでございます。そのためには、体操、体操の動き、それが意図するところを正しく伝えていただける、正しく伝えていただいて、それができますとやってる皆さん、効果が出てきてやる気が出るということがございますので、そういった意味ですね。それから、現場で安全管理のための目配り、それからその場に合った対応ができることが必要でございます。実際にその体操自主グループに参加して下さっている一般の方々からも、そういった点が求められてございます。このために体操普及推進員の養成講座、こちらにおきましては、体操の動きに加えまして、その効果、それから安全管理に関連したことにつきましても講義を行っております。また、体操普及推進員の方々には、活動中の事故対策として、市の負担でボランティア保険、こちらにも加入していただいているところでございます。こういったことから、体操の指導につきましては、体操普及推進員であることが望ましいと、市のほうでは考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 確認ですが、望ましいということは、これは絶対なくてはならないというものではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 市のほうとしましては、依頼があった場合、それから普及の拡大について、普及推進員の方々に指導をお願いするというスタンスは変わりございません。ただ、体操自体を任意に行うという場合に、そこに厳格に体操を、こうでなければいけない、こういう形でなきゃ指導できないというようなことまでは、私どものほうでは考えてございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

支援の部分についてお伺いしますが、現在、市に対してその普及推進員が最も強く望んでいることは何であるとお考えでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 体操普及推進員の方々の連絡会、それから介護予防リーダーの方々の連絡会、こういった席上における皆様の声からいたしますと、体操普及推進員の活動における仲間ですとか後継者、こういったものの養成、それからその活動に必要な物品の提供、これは予算的な配慮ということも考えられます。それから、活動場所の確保、こういったものにつきまして強く要望されているものではないかというふうに認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市長答弁の中でも、さらに普及をさせていきたいというような内容があったと思いますが、市として何をしたら東大和元気ゆうゆう体操を、今よりさらに普及させていくことができるとお考えなのでしょうか。不足しているものは何なのか、普及に必要な要件を充足させるために、クリアしなければいけない課題は何なのか、そういった点もあわせてお聞かせください。

○福祉部参事（広沢光政君） 介護予防教室参加者が、教室修了後も身近なところで気軽に介護予防に取り組みするためにということで制作された東大和元気ゆうゆう体操、この当初の目的からしますと、やはりこれまでのように地域に根差した活動を丁寧に焦らずに継続していくことが、最も大切なことではないかというふうには考えているところでございます。

また、ゆうゆう体操の周知、いわゆる広報も、普及には欠かせない必要な要素ということで認識しております。活動の継続には、現在も御尽力いただいております体操普及推進員並びに介護予防リーダーの方々、こういった方々に対する一層の支援、この支援の中には育成や拡大というものも含んでおりますが、こういったことを行っていかなければならないというふうには考えております。また、周知という点では、広く市民の皆様に体操を知っていただくために、イベントなどの機会の創出についても検討してまいりたいというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 物品関係、特にそのラジカセのような音響機器ですね、こういった機械を常に会場に持ち運ばなければならないために、ふだんの使用に比べて壊れやすい、またそのための費用がばかにならないという話をよく聞くのですが、市ではそういった機器類、電池ではなく機械本体を貸与、あるいは支給するといった支援は考えていないのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 市では、平成24年度から、そういった自主グループの皆さんが使用しますラジカセの電源として、充電電池、それから充電器の貸与というのは行ってまいりました。平成26年度からになりますけれども、新しく自主グループができた場合ですとか、それから使用していたラジカセが壊れてしまった場合、こういう場合の補充用といたしまして、CDプレーヤー、大体5台分程度の予算を確保しております。この予算の確保、いわゆるラジカセの貸与につきまして、体操自主グループ活動を中心となって担っております介護予防リーダーの自主組織、介護予防リーダー会において、年度の当初に皆様にお伝えしているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

そういった支援がなされているということは、非常に喜ばしいというふうには思いますが、どうも余り周知されていないような状況も見受けられますので、さらなる周知に努めていただければというふう考える次第です。

普及推進員の方々とお話をすると、そういった機材の問題だけでなく、会場の確保に多くのエネルギーを使うということを言われます。特に雨天や夏の暑い日でも実施できるような屋内施設を提供してもらえたらということをよく言われるのですが、現在の奈良橋市民センターのように、公共施設の一角を提供してもらう、あるいは商店街の空き店舗や使用していない倉庫を貸してもらえるように、行政のほうから働きかけるといったような支援ができないものでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 屋外の会場を利用しているということで、天気等の自然状況によって、さまざまな御心配ですとか御配慮をいただいているということにつきましては、十分承知しているところでございます。ただ、一方でゆうゆう体操自体、これを公園等、屋外の施設で行うということについてもメリットがございまして、周囲に対する体操のPR効果が高い、それから初めての人でも参加しやすい、特に天気のよい日には爽快感というものも得られる等、多くの利点があることから、屋外について今後も継続していただきたいというふうには考えているところでございます。

今御質問にございました奈良橋市民センターの一角の提供ということにつきましては、ちょっと私ども理解不足で申しわけないんですが、一角の提供ということについては現在行ってないというふう認識してございます。それから、ほかの公共施設の利用につきましても、通常の施設利用の手续に沿った形で申請、それか

ら利用していただいているところであるというふうに認識しております。

ただ、室内施設の必要性ということについては、私ども十分理解できるところでございますので、今御提案がありましたけれども、民間施設等など、利用につきましては、今後その対象施設の選定ですとか、それから協力依頼の手法なども含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 屋内施設の充実というのは、やはり屋外ですと雨天のときにできない、雨が降りそうな場合にやるのかやらないのかわからない、そういったことがあります。特に高齢者の場合、あちこちでやるというわけにもいけませんし、会場がころころ変わるとやっぱり来なくなってしまう。そういった問題もありますので、全天候において安定的にできる、そういった場の確保ということを強くお願いをしたいと思えます。

物品の支援のほうにちょっと戻りますが、現在、19カ所で体操が実施されているということですが、その全ての箇所に対して東大和元気ゆうゆう体操ののぼり旗とポールは支給されているのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 元気ゆうゆう体操ののぼり旗とポールにつきましては、平成24年度に初めて作成いたしました。その当時、活動していた体操自主グループにおいて配布をいたしまして、使用していただいているところでございます。その後、体操自主グループの数がふえまして、のぼり旗とポール、これが不足した時期がございます。そのときに、一時的に複数本お持ちの体操自主グループから融通していただいた時期もございましたけれども、25年度に再度、のぼり旗とポールを作成いたしまして、不足分の補充ですとか、それから破損等の交換を行っております。また、その後、新しくできた体操自主グループにつきましても、随時配布のほうは行っております。平成26年度につきましては、現在までのところ不足している旨のお話はいただいておりますけれども、のぼり旗、ポールともに若干の在庫ございますので、必要などころには提供してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

東大和元気ゆうゆう体操における市が期待する効果について、介護を必要とせず、健康で自立した生活を送れる方々がふえることを期待しているという答弁があったと思えますが、そうなることでの市にとってのメリットというのはどういうものがありますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 市のメリットということでございますが、より多くの高齢者が、いつまでも住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるというような生活の実現が図られるということが1点ございます。それから、元気な高齢者がふえていくということで、逆にその支援の必要な高齢者を支えていく側の支え手の拡大にもつながるかなというふうに考えてございます。さらに、高齢化に伴って今後その増加が予想されております医療、それから介護等の社会保障費、こういったものの軽減にもつながってくるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

2月10日の全員協議会において説明をされました東大和市長高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画の中で、東大和元気ゆうゆう体操のことについて触れられており、介護予防事業への参加意向の中で、東大和元気ゆうゆう体操の認知度については、「知らない」が過半数を占めているという記載がありますが、この要因はどの

ようなところにあると考えるのでしょうか。また、この状況をどのようにしていきたいと考えるのか、そのために市としてできることは何なのかも、あわせてお聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） ただいま御質問いただきました件でございますが、平成25年度に実施いたしました第6期介護保険事業計画の準備調査、そちらの結果の数値であるというふうに認識しております。こちらの準備調査の結果ですと、今御質問者がお話ありましたように、「知っている」と「よく知らないが聞いたことはある」という回答は、「知らない」という回答は今御質問者がおっしゃったとおり51.4%でございますが、逆に「知っている」、「よく知らないが聞いたことはある」と回答された方を合わせて45.2%という形になっております。

この準備調査とは、また別の調査になりますけれども、昨年6月1日付の市報のほうで御報告をさせていただいておりますが、元気ゆうゆうライフを目指す東大和市の介護予防と地域の支え合いに関する調査、これは東京都健康長寿医療センター研究所との共同研究の中間結果というようなことで発表させていただいておりますけれども、こちらの調査におきましても、元気ゆうゆう体操の認知度について質問項目がございまして、その調査では24年度には29%だった認知度が、平成25年度では43%に上昇してるとというような結果が出ております。

ゆうゆう体操につきましては、24年2月に発表した体操であることを考えますと、認知度、こちらについては順調に伸びているのではないかなというふうに考えてございます。その認知度の上昇については、体操自主グループ活動にかかわってくださっております体操普及推進員の皆様、それから介護予防リーダーの方々の活動のたまものであるというふうには感謝しているところでございます。

元気ゆうゆう体操につきましては、介護予防の体操でございまして、継続していくことで効果が得られますので、体操に参加している方々がその効果を感じて、お仲間の方々に伝えていくという、そういった好循環によって、さらにその認知度が向上していけばというふうには考えているところでございます。そのために、これからも地域に根差した活動を中心として、さらなる広報ということで、イベント等などでの発表もあわせて行っていければというふうに考えております。

加えて、自主グループ活動を担う体操普及推進員の研修会、そういったものの提供など、フォローアップも充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

その参加意向のほうですけれども、機会があれば行ってみたいという回答が42.7%となっておりますが、この数値についてはどのように評価をいたしますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 42.7%ということで、体操を認知されている方と同じぐらいの割合の方に、機会があれば行ってみたいと思っていただいているということについて、健康に対する意識の高さをうかがわせるものだなというふうには考えてございます。また、それと同時に、ゆうゆう体操を体験できる機会の提供というのは、まだ逆に十分に整っていないかなというふうな、そういったことをあわらしている結果ではないかなというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そのとおりだと思います。この42.7%の人というのは、その多くの方が自分の体力に衰えを感じており、家の近くに会場があれば参加できる方々ではないのかなというふうに考えます。こういう

人たを参加に促すこと、あるいは参加しやすい環境を整えることが、元気ゆうゆう体操の普及につながるものかと考えるんですが、その点はいかがでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 機会があれば行ってみたい、それから体力の衰えを感じていっちゃうと、そういった方々が参加しやすい環境を整えていくということが、さらなる体操普及の推進につながるということで、私どもも同じ考えでございまして、そういったことでは認識しているところでございます。市としましては、今後そうした環境づくり、言ってみますと市内の各地域に、できるだけ均等に自主グループができるように、努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今の質問と重複するような形になるかもしれないんですが、この参加意向に対しての数値、この42.7%ですね、これがどのくらいの数になっているのか、どのくらいの高齢者からの意見が反映されているのかというのは、ここからはちょっとわからないんですが、機会があれば行ってみたいというのは、参加したい気持ち、参加する意欲はあるが、あと一歩が踏み出せない状況にある方々ではないのかなというふうに推測できるわけでありまして。そういう方々の背中を押してあげるような施策というものは、考えておりませんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） あと一歩の方ということで、その方々の背中を押す方法ということでございますけれども、お友達などのお知り合いの方から、お誘いですとか、お勧めを行うといった方法が効果があるのかなというふうには考えてございます。これはことしの1月中旬から2月中旬にかけて、自主グループのほうに参加していただいております体操を行っている方々、対象としたアンケート調査を実施した中で、参加者をふやすためのそのアイデアということで、やはり今お話ししましたように、知人、友人への、またはからの声かけがよいのではないかなという御意見を多数いただいているところでございます。また、そのアンケートの中で、市報に載った市長のコラム、そういったものを見て、背中を押されて参加された方がいるというような回答もございましたので、市報などで体操のよさをわかりやすくお伝えしていくという、そういう広報も必要だというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。そういった形での広報、非常に重要だというふうに思います。

全員協議会のときに御説明いただいたものですが、東大和市健康増進計画においては、東大和元気ゆうゆう体操に関する特段の記載はなかったというふうに記憶しておりますが、健康増進計画の中における東大和元気ゆうゆう体操の位置づけはどのようになっておりますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今御質問者がおっしゃいましたように、健康増進計画の中には東大和元気ゆうゆう体操という文言に関しての記載等は一切ございません。ただ、第4章、先ほどもちょっとほかの質問でお答えしましたが、健康増進計画の第4章、第2節、3が高齢者の健康というところの介護予防という部分で、その大切さについて触れているところでございます。ゆうゆう体操自体が介護予防の効果的なツールの一つということから、健康増進計画におきましては、この介護予防の部分に含まれ、位置づけられているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆう体操に参加するということは、社会参加の一つであるとも言えると思います。参加することで、地域コミュニティの形成にも通じていくものと考えますが、これに対する市

としての認識はいかがでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） ゆうゆう体操、こちらのほうの活動に参加していただくということ、その体操だけじゃなくて、介護予防活動いろいろございますが、そういったものに参加すること、そういったことで、その副次的な効果といたしまして、地域コミュニティーの形成に通じていくというような形ではあるのではないかなというふうには認識しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） もしそうであれば、先日やはり御説明いただきました第五次東大和市地域福祉計画の中にも、何らかの形で東大和元気ゆうゆう体操が位置づけられてしかるべきではないかと考えるんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今も申し上げましたが、ゆうゆう体操そのものにつきましては、本来は介護予防のためのツールの一つでございまして、地域コミュニティーの形成のための手法としては、あくまで体操に参加することの副次的な効果としてあらわれるものだというふうに考えております。今回の地域福祉計画におきましては、各専門的な分野の関係につきましては、それぞれの個別計画において位置づけるということから、ゆうゆう体操につきましては高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画において位置づけを行ってるというふうに、私どものほうでは認識しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

先日のタウンミーティングで、市民から補助に関する質問が出された際に、市長から予算をつけるにも議会の承認がなければできないという発言があったと、そこに参加された方から聞かされました。確かに予算という観点で考えればそのとおりかもしれないんですが、その方からは、予算をつけることに対して議会は反対しているんですかというふうに質問されました。このように、一般市民が誤解をするような発言をされた意図がどこにあるのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。また、その体操の普及というものは、推進する方がボランティアでやるもので、市がお金を出す性格のものではないという意識が見え隠れするというようなことも言われたんですが、その点もあわせて御説明をいただければと思います。

○市長（尾崎保夫君） そのような形で認識とられてしまったということは、言葉足らずだったかなというふうに思っておりますけども、もともと私自身も、東大和の高齢の方々が元気で暮らしていくためにはどうなんだということで、私が就任する前からこういう形で、元気ゆうゆう体操という形のを市民の皆さんと一緒にやってつくったと。そして、それらをつくっていただいた、今で言う介護リーダーの方々、あるいは推進員の皆さん方が御自分の気持ちを込めて、普及させるんだという強い、熱い思いで現在まできてるのかなというふうに思っております。そういった意味で、行政側がそこに予算、あるいはボランティア意識を否定するようなということは、あってはならないというふうには思っております。

ただ、先ほど健康増進計画等をこれからつくっていく、あるいはできたということで、これからそれを具体的に進めていくということになりますと、これではまた話は別だというふうには考えてございます。そういった計画の中で、市としてきちっと体系づけて進めていくということは、これから必要なものだろうというふうに思いますし、これからの高齢者の健康づくりという意味では、大きな一つの施策になっていくものというふうに考えてございます。

そういった意味では、先ほど言いましたように、徐々にではございますけども、当初はカセット等を含めて、

全てボランティアの熱い思いの中にあつたというふうに思っておりますけれども、市のほうも消耗品、あるいはそういうふうな備品類、そのようなものも支給を始めてございますし、今後、介護予防リーダーの養成講座等も含めて、しっかりと進めていくということで、議員の皆様方にも、そういった意味ではいろんなところで御協力をいただくことになるかなというふうに思っておりますけれども、そういう思いでこれから進めていくということで、健康増進計画等もしっかり進めていくと、そういうことでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。市長から力強い答弁をいただきました。非常に感謝しております。

こういうふうにおっしゃった方というのは、やはり御自身が体操の普及に対して一生懸命活動されている、そういう自負があるというところからきているものだろうというふうに考えます。そういった方々の強く熱い思いというものを、ぜひ受けとめていただきたいというふうに考える次第です。

先ほどの市長答弁の中で、参加者から出された意見、タウンミーティングについてですが、参加者から出された意見については、さらなる普及推進を図るため、研究、検討の上、活用していきたいというふうに述べられておりました。具体的に何をどのようにしていこうと、こういうお考えでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 先日のタウンミーティングでございますけれども、さまざまな御意見、それから御要望といったものをいただいております。それらにつきましては、私ども担当しております高齢介護課においてできるものということで、そういったものについては検討、研究をしているというような状況でございます。具体的なものということで、そういった検討をしていく中で、今上がっていますのは普及推進員ですとか、それから介護予防リーダー、それぞれの代表の方々との意見の交換を行えるような、そういう場を設けていければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

この4月から、市内の体育施設に関しましては、 Rondスポーツが指定管理者となります。御存じのとおり Rondのスタッフというのは、体を動かすことの専門家であるわけですから、そういった方々と連携をしながら、さまざまな場と機会を活用して認知度を高め、参加者の輪を広げていくといった施策は考えておりますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今御質問者からございました体育施設の指定管理者であります Rondとの連携による体操の普及ということについてでございますけれども、担当部ともその辺は調整しながら、今後どのような連携を図ることができるのか、またどのようにすれば指定管理者が保有しています専門的なノウハウ、こういったものを活用していただけるのか、そういったものも含めて研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先日、複数の推進員の方々とお話しする機会があったんですが、やはり市からやれやれというふうに言われてる割には、拘束が多く支援が少ないという意見がやっぱり出されました。このままでいくと、推進員としてのモチベーションを維持することが難しくなるという意見も出されたんですが、こういった声に対して市はどの程度認識し、どういう対応をとっているのか、また今後とっていかようとしているのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 体操普及推進員の方々につきましては、例えば本年度でいたしますとイベント等で、そういった発表に年間5回ほどの御協力をいただくことになっております。その際、1回当たりの協力人数というのが10人から15人ぐらい、時間にしますと1時間程度となっております。それから、毎月1回、市役所中庭で行っております元気ゆうゆう体操in市役所中庭におきましては、市内19カ所にある体操自主グループ、それぞれに順番で、そちらのほうを担当していただいているというところでございます。

それとあと、先ほどお話ししました東京都健康長寿医療センター研究所との共同研究、これに関連した体力測定会というのがございますけども、年間12回、1回につき二、三時間で15人ほどの方をお願いをしております。それから、それ以外で普及推進員の連絡会といったものを年に4回開催してございます。こういったものにつきましては、任意の出席をお願いしているところでございますけども、また御協力いただける範囲での活動をお願いしているというところでございますが、今お話がありました、そういったものが拘束感や負担感を生じさせているということにつきましては、大変恐縮ですが私どものほうとしては認識できておりませんでしたので、今後その協力依頼等を行う場合には、特にその御負担のない範囲の協力という部分を明確にした上で、依頼をしてみたいというふうを考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆう体操の普及には、普及推進員のモチベーションを高め、活動を広げていただく必要が多分にあるというふうに考えます。市長答弁の中でも、体操普及推進員の皆さんが継続的に活動できるよう、一層の支援に取り組むというふうに言われております。普及推進員の励みとなるような支援として、現時点で具体的にどのような施策をお考えでしょうか。また、ボランティアといいますが、その活動に対して最低限の交通費や弁当代といったような、そういった費用の支給があってもよいのではないかというふうに思うのですが、そのあたり御検討いただくことは可能なかどうか、お聞かせください。

○福祉部参事（広沢光政君） 体操普及推進員の方々への支援の関係でございますけれども、現在その活動の支援としましては、CDプレーヤーですか、そういったものととか充電機、それから充電器、こういった消耗品の提供、それからそのグループの方々が発行いたします発行物の印刷等、そういったものを行っているところでございます。これらにつきましては、今後も継続して支援してみたいと考えているところでございます。

交通費、それからお弁当代といった費用の支給についてでございますけれども、市としましては、原則としてそういった支給は行っていないというのが現状でございます。ただ、体操普及推進員の方々果たしております役割とか、それから活動などを考えますと、どのような場合に、どのようなケースで支給することができるか。それからお弁当代につきましては、市のほうの予算から支給することができるのかということなども含めまして、今後研究してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、そういったことを御検討いただければと思います。お金が全てではありませんけれども、やはりそのモチベーションを維持するための一つの手段として、有効なものであるというふうには考える次第です。

普及推進員の皆さんが一番苦勞されているのが、場所の確保であるというふうに言われます。教育委員会のほうで発行している、この学びあいガイド、これを見ますといろいろな団体が公共施設を目いっぱい押さえているような感じがいたします。全ての団体がその時間帯をフルに使っているわけではないと思います。東大和

元気ゆうゆう体操の所要時間はわずか30分なわけです。そのために午前、午後、夜間の時間帯を押さえるというのは、施設が使われない全く無駄な時間帯をつくり出すことにもなりますので、それも無意味だと思いますが、ついてはそういった押さえられている会場の中で、30分という時間を各団体との間で融通し合うというようなことはできないのか、そういうことを体操普及のために市の支援としてお願いすることができないのか、そのあたりのお考えを聞かせていただけますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 市内の公共施設、これにつきましては同じように各種団体ですとかサークル、それからサロン活動、こういったさまざまな活動で活発に使われているということをごさいます、体操自主グループを初め公共施設を使用されている全ての方々におきましては、場所の確保ということでは大変な思いをされているというふうには認識しているところでございます。こうした中で、公共施設を利用する団体等によっては、今御質問者がお話ありましたように、空き時間が生ずるということも十分考えられるというふうには認識しております。この場合、基本的には使用されている団体と、団体間での個別の話し合い、そういったものを行った上で調整していくということが原則だというふうには考えております。東大和元気ゆうゆう体操を推進していく上では、こうした空き時間、こういったことの活用も十分できれば一番いいというふうには考えてございますので、そういったものが活用できるのか、そういった可能性について、所管する担当部署とも話し合いながら研究をしてみたいというふうには考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、お願いしたいと思います。

元気ゆうゆう体操の普及、高齢介護課だけで行うのではなく、全庁的に横の連携を持って広く、そして深く、強く進めていただきたいと思います。今後さらに高齢化が進んでいく中で、高齢者にはいつまでも元気で自立した生活を送れるような環境を整備するという事は、行政の極めて重要な責務であると考えます。東大和元気ゆうゆう体操は、高齢者の介護予防の手法として極めて有効な運動であるというふうに思っています。私も時間の許す限りではありますが、現在、週に5回、4カ所の会場で参加をさせていただいておりますが、参加されている方々は皆、笑顔で生き生きとされております。この東大和元気ゆうゆう体操こそ、東大和市がほかに誇れる究極の高齢者福祉の姿であると言っても過言ではないと確信しております。そういったすばらしい介護予防の取り組み、体操の普及を担う推進員の方々が、高い意識とモチベーションを維持しながら、やりがいを持って活動をしていけるような環境の整備と支援を行っていただけるよう要望して、最初の質問を終わりにしたいと思います。

2つ目の質問は、市内の空き家についてであります。

まず、空き家の定義について教えてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 空き家の定義でございますが、空き家の定義は4種類に分類されてございます。まず第1に、賃貸用の住宅につきましては、新築、中古を問わず賃貸のために空き家になつてのものでございます。第2に、売却用の住宅についてでございますが、こちらにつきましては新築、中古を問わず、売却のために空き家になつてる住宅でございます。第3に、別荘等の住宅でございます。こちらにつきましては、週末や休暇時に避暑、保養などの目的で使用されている住宅でございますが、ふだんは人が住んでいない住宅でございます。第4に、人が住んでいない住宅で、例えば転勤とか入院などのために、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、また建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅でございます。以上、4種類に分類されてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

その定義の4番目ですが、人が住んでいない住宅。人が住んでいないということは、それまでは人が住んでいたということなわけですから、そこに住んでいた方がよその土地、あるいは違う家に引っ越す。その際に、その家を処分せずに空き家として残す理由としてはどのようなことが考えられるのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 家を処分しないで空き家として残す理由でございますが、まず第1に考えられますのは、土地、家屋を処分するために家を取り壊して更地にするためには、取り壊し費用がかかるということでございます。また、住んでいた家が傷んでいない状態であれば、中古住宅として売買することができるために、一般的には土地、家屋と一緒に不動産業者さんに売られており、新しい入居者が決まるまでは空き家の状態となります。第2に、その家を処分しないで残しておいて、資産として保有することがございます。家屋を残しておけば、居住用の住宅用地ということで、土地の固定資産税が6分の1に軽減されるということもございますので、古い住宅につきましてはそのままにしておくことがございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 空き家といいますが、持ち主によってしっかりと管理されており、現時点で人が住んでいないだけという状況のものから、持ち主と連絡もとれずに管理もされていないようなものまでさまざまあると思いますが、持ち主によってしっかりと管理され、いつでもその居住の用に供することのできる空き家、持ち主を把握していて連絡はとれる状態にあるが管理が不十分な空き家、持ち主とも連絡がとれずに早急に対処しないと問題が発生する危険のある空き家等々、それぞれカテゴリー別に市内に空き家がどのくらいあるのか。不動産屋による売買、販売あるいは賃貸によって入居者募集中となっているものを除いて、市はどの程度把握しておりますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 空き家の状況でございますが、平成25年の総務省の住宅・土地統計調査では、全国の空き家数におきましては820万戸で、空き家率が13.5%となっております。また、東大和市の空き家の件数でございますが、総数では3,840戸、うち専用住宅につきましては3,760戸、また店舗、その他の併用住宅80戸となっております。こちらは統計によるもので、マンションやアパートの部屋や戸建ての住宅を合計したものでございます。

次に、防災安全課で確認してございます適正に管理されていない空き家につきましては、平成26年度では戸建て住宅といたしまして16戸、その他3戸の合計19戸でございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） その他3戸というのは、どういうお家なのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） アパート等でございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどの御答弁の中で、管理不十分な空き家がふえることでの問題点を4つほど挙げていただきました。景観上の問題というものがあると思うんですが、それは具体的にどのような問題であって、どういったデメリットが発生するというふうに考えているのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 管理不十分な空き家がふえることでの問題といたしまして、景観上の問題を挙げました。住環境の評価につきましては、安全で安心して住めるまちであるかどうかを鍵を握ってございます。道路環境の整備はもとより、住宅用地が台地であるとか、急傾斜地であるとかによりましては違ってござい

す。管理不十分な空き家であることで、まちの景観を損なうデメリットでございますが、閑静な住宅地と比べますと、そのような管理のされていない空き家があることで、住宅地の活気と申しますか、勢いが失われるおそれがございます。また、それに付随するものとして、空き家が放置されることで犯罪や放火の原因となる問題も含んでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

実際に市内の空き家で、こういった4つの点に関連した問題が現実には発生したということはあるのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市内の空き家に対する対応についてでございますが、平成26年は19件、対応いたしました。内訳といたしまして、雑草の繁茂が8件、蜂や鳥の巣等におきましての件数が4件、屋根瓦等の関係が3件、樹木の繁茂が2件、あと給湯器の水漏れ等が2件でございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 例えば今挙げられた19件ですが、その雑草の除去、あるいは蜂の巣の撤去等々ですね、そういった発生した問題を解決するために年間どのくらいの費用が使われているのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防犯上の観点から、雑草の除去につきましては、土地の所有者からの依頼によりまして実施してございます。市では、現地調査を実施いたしまして、土地所有者に適正な管理をお願いしているところでございますが、所有者御本人が雑草の除去ができないような場合につきましては、あらかじめ市に雑草の除去費用を振り込んでいただきまして、その納付が確認できた段階で、その物件につきましては市が雑草の除去を実施したものでございます。平成26年度は16件で45万7,425円、また平成25年度につきましては20件で42万7,476円の支出をしておりますが、所有者が負担していただいているために、実質的に公費の支出では支出はしておりません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

公費の支出がないということで、これはある意味、持ち主が負担をするということは当たり前のことですので、市として、行政として適切に対応されているというふうに理解をいたします。

不動産屋さんが管理している販売用、賃貸用の物件を除いて、空き家の数というのは、将来的にどのようになっていくものと推測されるのでしょうか。推計値等があれば、あわせて教えてください。また、そのことについて市はどのように評価というか、お考えをお持ちでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 先ほど申し上げましたが、平成25年の総務省の住宅統計調査では、全国の空き家の数につきましては820万戸で、空き家率が13.5%でありましたが、空き家数の現状といたしましては、調査のたびに増加してございます。平成5年が448万戸でございました。平成25年では820万戸と、この20年間におきまして1.8倍になってございます。また、空き家率で見ますと、平成5年に9.8%であったものが、平成10年に1割を超えて11.5%となりました。また25年では13.5%と、一貫して上昇を続けております。このことから、少子高齢化のことから、今後も増加していくものと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今おっしゃられた数値というのは、全国の数字であるというふうに理解をいたします。全国というのは、やはりその農村部、過疎化が進んでいる農村部ですとか、山間部、あるいは公共交通の便の

非常に悪い地域等々も含めてのことだと思しますので、それが東大和市にぴったりと当てはまるかどうかということについては、ちょっと疑問かなというふうに思うんですが、東大和市についての推計値ですとか、そういったものはお持ちではないのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 先ほど申しあげました総務省の調査でございますが、こちらの推計値とほとんど同様なものでございます。戸建てとアパートの件数でございますが、入居されてない方の空室も含めた件数になってございますので、純然たる人が住んでない空き家ということでいきますと、こういうふうな状況で10%を超えてるということでございます。

以上でございます。

○総務部長（北田和雄君） 東大和市の空き家の今後の動向ということなんですが、なかなかこれは推計するのは難しい状況でございます。空き家もいろいろございまして、不動産屋が管理している入居待ちの空き家から、今問題になっております適正な管理のされてない空き家というのもありまして、問題になってる適正な管理がされてない空き家が今後どういう状況で推移していくかというのは、なかなかこれは判断する手段がありませんので推計等はできません。ただ、社会的要因から考えまして、ふえるだろうというふうには考えてます。その要因といいますのは、1点目は少子高齢化ですね。それから、2点目が核家族化です。この2つが相まってふえていくだろうというふうには考えられます。

具体的に言いますと、親の世代なんですね。仮に東大和市に住宅を購入して、そこに居を構えたと。子供ができて生活をしていくと。子供が成人をして大きくなると、仕事ですとかいろんなことがあって別の場所に引っ越していくと。親が残って東大和市で生活を続けていきますが、親が高齢化したりして亡くなった場合などに、その子供たちがこちらに戻ってくればそれが空き家にならないんですけども、生活の基盤をもう既にほかで築いてるケースが多いですから、なかなか戻ってくるということもないと。そうしますと、その東大和市にあった親の家を処分するなりしていただければ空き家にならないんですが、なかなかそれができないと空き家という状態になってくるということは考えられますので、これは日本全体の社会的な動向として、少子高齢化、それから核家族化、これが進行している中ではふえていかざるを得ないんじゃないかということで考えています。東大和市も、これに当てはまってくるのではないかというのが今の認識です。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

全国的な問題ですので、時期の早い、遅いというものはあるにしても、当然東大和市も例外にはならないというふうに理解はしているところであります。空き家がふえていくということは、好ましいことではないというふうに理解をしているわけですが、そういった空き家をふやさないようにしていくために、市として何か具体的な措置を講じているというようなことはあるのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 現在のところ具体的な措置はしておりませんが、市民の皆様からの通報によりまして、適正に管理されていない家屋等につきまして現地調査を実施いたしまして、所有者に対しましては雑草の除去や土地、家屋の適正な管理につきまして、理解を求めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 全国的にその空き家の数がふえているという状況の中で、逆転の発想ということになるかもしれませんが、空き家というものを一つの資源として有効活用をすることができないのかどうかというところであります。商店街の空き店舗の活用については、過去から数名の方々が質問をされておりますが、

空き家の活用について、こちらについては市として御検討をされたことはありますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 空き家につきましては、個人の所有物でございますので、所有者の意向もありますことから、積極的な空き家の活用につきまして検討したことはございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 確かに個人の所有物になるわけですが、この自治体が私物である空き家を管理しようというときに発生する問題点、あるいは解消しなければならない課題としてはどのようなものがあるのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市が空き家を管理しようとする場合、その問題点でございますが、まず所有権の問題がございます。市内におきましては、高齢化や相続の理由で管理不十分のまま放置された空き家が存在しておりますが、その住宅をどう活用するか、またどう管理していくかにつきましては、所有者自身の考えによるものであります。

ということで、以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 空き家につきましては、それぞれの家庭の事情があつて、問題解決というのは非常に難しいものがあると思います。以前に市民の方から、自分の住んでいる地域に気軽に利用できる集会所のようなものがないので、空き家を借りるようなことはできないかというような質問を受けたことがあるのですが、例えば地域コミュニティーの場として、何らかの理由で空き家となつてしまった家を借り受けて提供する、そういったことですね、家というのは使わないと老朽化が進んで傷んでいきます。まあ使ってもそんなですけども、使わないと余計に傷みが進むということで、持ち主に対しては市でしっかりと管理をし、返すときにはもとの状態に復元して返すかわりに、一般的な賃貸よりも安い賃料で貸してもらおうというような、そういった活用の仕方というのは今後考えることはできないでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 空き家を公共施設として借り上げて活用するという内容だと思いますけども、仮に集会所などとして活用を考えた場合、もともとは個人の住宅ですから、多くの人が集まるような施設の構造にはなっておりませんので、その辺の構造上の問題ですとか安全性の問題、その辺をやはり検討しなきゃいけないかなというふうには思います。それと、また住宅密集地などにあった場合は、公共施設になった場合、人が集まってくるので、駐車場や駐輪場の問題もついて回ってきます。それから、人が集まることによる音の問題も出てきますので、近隣との関係がどうなるのか、その辺をやはりよく検討しなきゃいけないと思います。そのほか幾つか課題もあるかと思っておりますので、そういった課題を検討しながら、今後、調査研究をしていきたいというふうには考えています。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

非常に難しい問題だと思います。一朝一夕に実現するとは思っておりませんが、そういった利用方法、可能性という形で今後の検討を進めていただければと思います。

以上で、2つ目の質問を終了いたします。

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

モニュメントについてであります。市内に27あるモニュメントの制作費用についてお伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） モニュメントの制作費でございますが、27体合計で約1億8,000万円余りでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） モニュメントの制作に当たっては、一定の補助が出ていたと伺っておりますが、どこから、どのような名目で、どのくらいの補助が出ていたのでしょうか。また、その補助金部分を除いて公費で支出した金額、市で負担した金額というのはどのくらいなのでしょう。

○都市計画課長（神山 尚君） モニュメントの制作に当たりましては、東京都が実施いたしました市町村活性化事業の交付金を受けまして、ふるさとふれあい振興事業として設置しております。事業を始めました当初の補助率でございますが、80%でございます。したがって、市の負担は20%ということになります。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） その補助金を使ってモニュメントを設置しようとしたのは、どのような理由からだったのでしょうか。大分前の話になりますので、わからない部分あるかもしれませんが、その目的や期待していた効果など、わかる範囲で教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま都市計画課長から御答弁いたしましたけれども、東京都の補助率の高い事業を充てたということがございまして、市の負担を抑えた中で、都市景観はもとよりモニュメントの設置を通じまして、地域の歴史、風土を理解し、郷土愛を育むことといったような効果を期待しての事業だったというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 地域に根差した民話、伝承、歴史、事物を題材にしているという御答弁をいただきました。27体のうち25体は、東大和よもやま話からきているようですが、その東大和のよもやま話を題材にした経緯というものは、把握をされておりますでしょうか。また、残りの2つですが、「鳥と子供たち」、これは平成8年3月の設置で最も新しいもの、もう一つが「啓示」というタイトルだったと思いますが、そういった、その2体についての設置については、その経緯はいかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都市景観の形成を図る目的で、美術工芸品を市内各地に配置したものでございますが、個々の美術工芸品について芸術性を追求することだけではなく、市民の皆様が身近に感じて親しめるよう、その題材を地域に根差した民話、伝承、歴史等に求めたものというふうに認識しております。その中にありましても、ただいま御指摘がございました東大和市駅前に設置いたしました「鳥と子供たち」と市役所敷地内の「啓示」につきましても、多くの方が行き交う場所であるといったようなことから、平和で健全な未来を願うことや、希望という芽が前進の原動力とするような願いを込めた作品の設置となったものと思われまます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 27体のモニュメントで、多摩湖に新しくできた「水の精」を入れると28体になるわけですが、市民からはどの程度認知されているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 市では、ホームページへの掲載や、モニュメントマップの配布によりまして、美術工芸品と地域の伝承の紹介を行うとともに、ウォーキングマップにコース上のモニュメントを紹介し、市

内外の方々への周知にも努めております。また、市の魅力を発見するため、第3回東大和まちフォトコンテストにおきましても、「水の精」と多摩湖を題材といたしました作品が最優秀賞に選定されたことなどを考えますと、市の歴史を伝えるもの、景観を創出するものとして寄与しているものと考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 確かに今回のまちフォトコンテストにおいて、「水の精」の写真が最優秀賞に選定されておりましたが、ほかのモニュメントが題材になったものは一切上がっていないと思います。そのことについては、どのように評価しているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） フォトコンテストといえますと、被写体といたしましては、風景や自然、そして人物などが中心になってくるのではないかと考えております。そういった中で、二ツ池公園に設置してございます「ごはん塚」、こちらを被写体とした「ごはん塚の秋」という作品が、第2回まちフォトコンテストの入選作品となっております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

先ほどの市長答弁の中で、現時点の活用状況については、市民の皆様にもモニュメントに親しんでいただくために、モニュメントマップを作成したということですが、市民が親しんでいるのかという点については、いかがお考えでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） モニュメントマップの配布状況でございますが、おおむね年間1,000枚程度の配布となっております。また、都市計画課において作成、配布しておりますウォーキングマップ、こちらの中でもモニュメントの御紹介をしておりますので、散策を楽しまれる皆様にも親しんでいただいているのではないかと、このように考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどのそのモニュメントの制作費用、1億8,000万円だったということですが、その制作費用と照らし合わせて、費用対効果の点でどのように評価をされておりますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） モニュメントは、一度設置いたしますと、適正な維持管理のもと、世代を超えて将来にわたり効果が期待できるものでございます。また、モニュメントの効果を数値することも、これはなかなか難しいものがあります。このようなことを考えますと、費用対効果の観点からの評価にはなじみませんが、長いスパンで広く市民の皆様にも親しんでいただけるものであり、そのような観点から評価できるものと考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） モニュメントがある光景というものは、市はどのように考えているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） モニュメントのある光景でございますけれど、モニュメント、景観という観点からの設置もしてございます。そういった意味で、地域に溶け込んで、その景観の向上のために資するものと考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） モニュメントを活用し、市全体をネットワーク化するという答弁がありましたが、これは具体的にどういうことを意味しているのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） モニュメント27体が市内随所に配置されてございますが、これらをばらばらに

考えるのではなく、イメージといたしまして、27体を結びつけることにより、市全体を一つの美術館のように捉える。そういった理念を掲げまして、個性豊かなふるさとの創出を目指す。そういったことでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ネットワーク化をすることで、個性豊かなふるさとの創出を目指すということですが、個性豊かなふるさが創出されるとどうなるのでしょうか。言いかえれば、市にとって、また市民にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） その土地ならではの風景や文化を創出することによりまして、人々がその地域に誇りと愛着を持ち、そうなることにより地域の人々が生き生きとなり、地域の活性化につながっていくのではないかと考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） モニュメントの活用についてですが、将来に向かっての方向性のお考えを伺いたしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） モニュメントの活用については、景観形成や個性豊かで文化の薫りのするまちづくり、さらには郷土愛の醸成などにおいて既に活用が図られておるところでございます。将来に向かいますと、その活用といたしましては、学校教育や社会教育の場面での活用やイベントなど、観光的な活用などが考えられると考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） その具体的な活用方法としては、ウォーキングイベントでの活用ということがメインになるのかなというふうなことも考えられるんですが、市としてはどのようにしていきたいとお考えでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） ウォーキングイベント等での活用についてであります。当市におきましては魅力を再発見、再発掘し、市内外に発信していく事業の一つといたしまして、観光ガイド養成講座を実施しております。来週末の3月7日、土曜日には「ひなまつりと旧道をめぐる」と題し、養成講座の受講者が発足させました観光ガイドの会との連携によるガイドツアーを開催するところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） モニュメントは、市内全域にわたって設置をされております。そのモニュメントを見て回るだけでなく、それにちなんだグッズですとかお菓子を開発して、そういったモニュメントの近くで地域の商店に販売をしてもらおうといったような、地域の産業の活性化につながるような企画をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 市内にありますモニュメントにつきましては、27体ございますけれども、貴重な観光資源ということ認識してるところでありますけれども、また今御指摘のように、この商店街等の連携ということで地域の活性化も図られていくと、そんな認識でございます。そうした中で、御提案のありましたモニュメントにちなんだ商品の開発というようなことでございますけれども、いわゆる観光のインフラ整備という視点では、ユニークな取り組みであるというふうに認識しております。今後はその関係部署と連携しながら、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、お願いしたいと思います。

また、そういった企画のアイデアを広く市民や外部の方々に求めて、モニュメントを活用したイベントアイデアの発表会とか、そういうものを企画してもおもしろいのではないかなというふうに思うのですが、そういった考えはお持ちでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 企画アイデアの募集や、その発表会などといった取り組みについてでございますが、平成25年の2月に「観光事業に期待すること」と題しまして、2回のタウンミーティングを実施した経緯がございます。また、平成24年度、25年度には都の観光アドバイザー派遣事業を活用いたしまして、市民の方々を交えて観光まちづくりといったテーマのミーティングを年間10回ほど開催いたしました。企画アイデアの募集につきましては、市民総出で市の観光事業を盛り上げていただいたり、機運醸成に結びつけていくには効果的な取り組みであると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

イベントとして、例えばということですが、自転車を利用する人たち、あるいは自分の足で回る人たちにグループ分けをして、市役所や駅をスタート地点にして、その回る経路は自由で、27体のモニュメントを全て早く回り切るような競争と、そんな企画をしたり、モニュメントに関連した謎を解きながら宝探しをしたりといった企画もあるのではないかと思います。もちろんその参加者には、市内全域を回ってもらうというリスクが伴うことも事実としてあるのですが、そういった企画をまずは集めて、実施に向けた検討を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○市民部副参事（小川 泉君） モニュメントを活用いたしましたイベント等についてであります。ウォーキングイベント等の取り組みのほか、市にまつわりますよもやま話との関連を生かしまして、それをヒントにまち歩きを楽しむといったファミリーで楽しめる謎解きゲームなど、さまざまな発想が考えられます。観光を活用して市民生活が豊かになる産業の振興を図る上におきましては、話題となるユニークな発想が重要であると捉えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和のよもやま話は、もっとたくさんの物語から構成されていたと思いますが、今後このようなモニュメントを制作、設置するお考えはあるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 景観形成事業といたしまして、モニュメントの設置につきましては、平成7年度をもって完了しております。今後は市内にほどよく配置されておりますモニュメントを、景観資源とともに市民の皆様の地域への愛着心や郷土愛を育むものとして、さらに観光資源といたしまして適切に維持し、活用していくことが大切と考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今から新しいモニュメントをふやしていくというのは、例えばそれが何百、何千という数をつくって、市内のあちこちに置いて、東大和をモニュメントのまちとして日本全国、あるいは全世界に向けて発信していくという発想はおもしろい部分はあるかもしれないんですが、費用ですとか労力、効果の点からも現実的ではないということは十分認識いたします。要は今あるもの、現時点で十分に使い切れていないものを、どうすれば役に立てることができるのか、頭を使って知恵を出す、すなわちお金を使わずに有効活用する方法はないのか、さらにそこからお金を生み出すような活用方法はないのか、そういった知恵を絞ることが肝要であると考えま

す。そのためのアイデアを広く市民に求め、協力体制をつくり上げていき、市長が常日ごろから言われております協働というところに発展していくことを願って、今回の私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1番目として、ごみ行政についてです。

①3市共同資源化事業基本構想及び今後の予定について。

②焼却炉、不燃粗大ごみ処理施設の現状と今後について。

③リサイクルについての市の基本姿勢について。

大きい項目の2番目として、中小企業大学校の活用について。

①として、市のイベントの開催について。

②として、市民及び市内団体の利用について。

大きい項目の3番として、図書館の運営について。

①として、図書館の開館日数、時間の延長について。

②レファレンス室の利用拡大について。

大きい項目の4番目について、東大和市ふれあい広場などについて。

①玉川上水駅商業施設内に設置された東大和市ふれあい広場に関しての公募の状況と今後の募集、運営について。

②として、東大和市駅前の情報コーナーの運営について。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえて自席にてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、3市共同資源化事業基本構想と今後の予定についてであります。3市共同資源化事業基本構想では、生活環境影響調査について、平成27年度からの実施を予定しておりましたが、施設整備地域連絡協議会との調整が進んできたことから、平成27年2月18日に開催された小平・村山・大和衛生組合議会において補正予算が議決され、今後、事務が進められるところであります。今後につきましても、施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様の理解を得るために、引き続き4団体で一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の現状と今後についてであります。ごみ焼却施設につきましては、3市共同資源物処理施設の整備及び粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、小平・村山・大和衛生組合において、今後の更新の方向を取りまとめた提案図書の作成に着手しております。また、不燃・粗大ごみ

処理施設につきましては、平成27年度に（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画の策定を予定しております。

次に、リサイクルについての市の基本的な考え方についてであります。廃棄物のリサイクルにつきましては、環境への負荷をできるだけ低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築することが求められます。したがって、資源物のリサイクルにつきましては、生産、流通の段階にまでさかのぼり、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらい、拡大生産者責任のもと、適正に実施されるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、中小企業大学校を活用した市のイベントの開催についてであります。現在、市ではさまざまな分野で市民の皆様とともに取り組むイベントを実施しております。イベントの形態により、市が主催するもの、市民や市民団体、実行委員会等と連携して実施するものがございます。平成27年度の東大和市産業まつりにつきましては、産業まつり実行委員会において、中小企業大学校での開催が決定いたしました。また、平成27年3月より創業希望者の支援を行うため、中小企業大学校と連携して東大和創業塾を開催いたします。

次に、市民及び市内団体の利用についてであります。現在、中小企業大学校では、創業に関心のある方や創業を目指している方を対象に、創業セミナーが開催されております。また、地域に在住の主婦、サラリーマン、学生や地域で働く方を対象に、東京校の活用方法を考えるワークショップが開催されております。これらの事業に市民の皆様が参加することは可能ですが、大学校の設置の趣旨から、市民の皆様や市民団体の方が大学校の事業以外に大学校の施設を利用するのは困難であると考えております。

次に、図書館の運営についてであります。図書館3館の運営につきましては、市民の皆様から開館日の増を初め、さまざまな御意見をいただいているところであります。今後もより多くの市民の皆様により御利用いただけるよう、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東大和市ふれあい広場の公募の状況と今後の募集及び運営についてであります。ふれあい広場につきましては、市の情報発信などの設置目的の範囲内で、さまざまな活用についての提案を期待して、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の運営者の公募を行ったところでありますが、残念ながら応募者はございませんでした。今後につきましては、今回の募集の課題等を踏まえ、再度、運営者を公募することにつきまして検討してまいります。また、この間の運営につきましては、委託によりまして施設管理を行う予定としております。

次に、東大和市駅前情報コーナーの運営についてであります。駅前情報コーナーは、東大和市行政コーナー・警察官立寄所として、平成10年6月24日、西武鉄道と賃貸借契約を締結し、同年7月15日から運営しております。開所は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時から午後8時までであります。開錠、施錠につきましては、BIGBOXへ委託しております。行政コーナーへは市の刊行物を配置するとともに、図書館の返却ポストも設置しております。警察官立寄所としては、警察官が1日1回以上、立ち寄っております。また、東大和市防犯協会が防犯見守り活動の拠点として、週3回の東大和市駅前の防犯パトロールを実施しております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、図書館の運営について、1点目の開館日数の増及び時間の延長について御説明をいたします。

まず、図書館の開館日数ですが、平成25年度の実績で、中央図書館は275日、桜が丘図書館は279日、清原図書館は238日となっております。休館日は、毎週火曜日、毎月第3木曜日、土曜、日曜以外の祝日、特別資料整理期間及び年末年始となっております。また、清原図書館につきましては、加えて毎週月曜日も休館日となっております。開館日の増につきましては、御要望の多かった桜が丘図書館の月曜日開館について平成24年度から実施し、多くの皆様に御利用をいただいております。今後は清原図書館の月曜開館が課題であると認識しております。

また、図書館の開館時間は、午前10時から午後5時までとなっておりますが、中央図書館の1階部分は、水曜、木曜、金曜日の3日間、午後7時まであいております。開館時間の延長につきましては、現在、夜間開館を実施していない土曜、日曜、月曜日にも実施してほしい、夜間開館を午後8時まで延長してほしい、桜が丘図書館や清原図書館でも夜間開館を実施してほしいなどの御要望をいただいております。

このような開館日数の増や開館時間の延長につきましては、現在の職員体制と予算の増を伴わない形での実施は困難であると考えております。

次に、2点目のレファレンス室の活用、利用拡大につきまして御説明をいたします。

レファレンス室は、その部屋にある辞書や事典類といった参考資料を使って調べものをする部屋で、現状では持ち込み資料のみでの御利用は御遠慮いただいております。しかし、レファレンス室の利用に関しましては、さまざまな御要望をいただいておりますことから、限られたスペースを有効活用できるような、新たな利用ルールをつくれぬか、引き続き研究しているところであります。

具体的には、ルールづくりの資料とするために、昨年11月15日からレファレンス室の利用状況の調査をしております。2月12日までの4カ月間の調査結果を見ますと、1日平均14人の利用があり、その約3割が利用時間1時間未満の短時間利用者でありました。しかし、逆に5時間以上の長時間利用者も2割程度いることから、活用のルールの作成に当たっては、レファレンス室を本来の目的で利用する方の妨げにならないようにすることが重要であると考えます。現段階では、自習室等の持ち込み資料のみによる利用については、多くの方に公平に使っていただくため、時間制限等を設ける必要があると考えております。レファレンス室本来の利用者と自習等の利用者の双方が、レファレンス室を混乱なく快適に使っていただくために、どのようなルールが必要となるか、引き続き研究を進めてまいります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、ごみ行政についてですが、先日、小平・村山・大和衛生組合において、今年度の補正予算が可決されたということでしたが……。新年度ですね。この中で、3市共同資源物処理施設、いわゆる廃プラ処理施設ですけれども、これに関する予算というのはどのような予算で幾らでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 先日、行われました小平・村山・大和衛生組合議会での補正予算、こちらにつきましては、先ほど市長答弁からもございましたように、27年度から当初予定しておりました環境影響評価、こちらの現況調査といたしまして、準備行為を兼ねまして今年度3月から実施できるように、補正予算という形で2月18日に議決いただいたという状況でございます。

以上です。

○環境部長（田口茂夫君） ちょっと補足をさせていただきますと、また平成27年度予算におきまして、先ほど

課長からお話がありました生活環境調査の部分も引き続き行うということと、実施計画の作成についても委託を行っていくというふうな説明をしているところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 金額については、今はわからないということでもいいですね。

そういうことで、これはまた別途お聞きします。

予算を計上してるということは、もう施設連絡協議会ってつくって、今話し合ってますけれども、これはもう建設は決まったということとどんどんどんどん進んでいるような印象を受けるんですが、そのような形になっている、実質、形になってると思うんですけども、そのあたり御見解いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 基本的には、従前からお話をさしていただいておりますとおり、3市共同資源物処理施設につきましては4団体で建設を進めるという形で事務のほうは進めてきております。しかしながら、その事務の一環としまして、今回の生活影響調査なども進めていくわけでございますが、それとともに住民の皆様から現在の生活における環境の状況等の御質問等にも、数字等においてお答えができていないということも含めまして、特にこの生活影響調査につきましては、二面性を持って事業の執行をしていくというふうなことで、先般の衛生組合の会議でもお答えがされている状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） もちろん住民の方に理解を得ていく努力を続ける中での影響調査ということは非常によくわかるんですけども、そのほかに実質的に物事が進んでいってるような印象を受けるんですけども、例えば建設に関しての交付金の申請でありますとか、そういったことを既に動いてるのではないかなといったところがありますけれども、交付金の申請に関して今現在どのような状況でしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 国の交付金の事務でございますが、昨年の暮れに組合と4団体の連名で、地域計画を東京都のほうへ提出したという状況でございます。具体的には、まだそちらのほうの受理等がなされていない状況ではありますが、今後、年度末にかけて受理された段階では、ホームページ等に掲載され、その内容も公に出てくるわけですが、まず今回の計画は全体概要ということで地域計画を出させていただいた、そのような形になっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今現在では地域計画を出しただけで、まだ受理はされてないって、受理はされてるんですね。ただ、正式に受理をされたら——物理的な受理ですよ、物理的な受理はされてるわけですよ、当然。だけでも、決定がおりてないというか、そういうことはされてないという認識でよろしいですね。

○環境部長（田口茂夫君） 今課長からお話がありましたとおり、また議員からお話がありましたとおり、提出はされております。しかしながら、まだ正式な、正式なと言っていいかどうか、ちょっと何とも申し上げられませんが、受理までいって、承認までいってないという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 私、結構この議会で、平成25年1月8日の小平市長、武蔵村山市長、東大和市長で交わされた確認書について、何度かお話をさせていただいたことがあります。何度も繰り返しますけれども、「4団体は、3市共同資源物処理施設を整備するに当たって、想定地周辺地域住民（以下「地域住民」という。）の理解を得ることを前提とし、」というふうにありますね。私は何度も言って、その都度、御答弁では、周辺住民の理解はまだ得たとは考えてないと御答弁をいただいています。

改めてお聞きしますけれども、再度、確認ですけれども、現段階で周辺住民ですね、地域住民の理解を得られたというふうに思っておりますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 基本構想を策定する段階でもそうですけれども、現段階でもまだ地域住民の皆様の理解を得られたという状況にはなっていないというふうな認識を持っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） とするとね、これ長い間、ずっと住民の理解を得られていない。じゃ、今後についてね、理解を得られる可能性というのはどのぐらい市は認識をされてますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 地域連絡協議会などを設置し、地域住民の方々に理解を得るべく、4団体で一致団結していろんなことをさせていただいております。最近では、たま広域の最終処分場への視察ですとか、川崎にある民間施設の視察ですとか、化学物質の勉強会などもさせていただいております。そういったことで、地域住民のみならず3市の住民全員が合意が得られるかということになりますと、大変難しい状況であるというふうには思っておりますけれども、引き続き地域住民の皆様を初め、理解を得るべく努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 3市の住民が全員合意というふうに、私、言っていないので、地域住民って言ったので、もちろん3市の住民、全員合意するというのはほぼあり得ないと思いますので、建設地周辺地域の住民の意向が大切なので、その理解を得ていくことが重要なんです。それを、「理解を得ることを前提とし、」というふうに皆さんの文章の中でうたってるわけですから、それを続けていってほしいというふうに、まず引き続きそれはお願いをします。

現在の段階でも、地域住民の同意が得られていないというふうにお話をされております。しかしながら、計画を進めるということは、明らかに無駄なお金をこれから使うんじゃないかなってすごい心配しています。これね、よくこの文章の中で、時間的な制約があるとかいろいろ書いております。急いでる事業であっても、その後の手続で地域住民の同意が得られる見通しが余りないようであれば、その手続的なものって無駄なんじゃないですか。将来的に、これやってる、何年もたつて動いてない。動いてないというのは、地域住民の理解は進んでないわけですよ。進んでないけれども、行政的な手続はどんどんどんどん進められているという、そういうどんどんどんどん乖離してるわけですよ。それをずっとやり続けていくんですか。今お話しされてる中でも、今後、住民の同意って得られそうにないというふうに私は思います。何度もこの地域連絡協議会の傍聴にほとんど行ってますけれども、いつも議論はかみ合っておりません。

今部長がおっしゃったように、いろいろ視察に行ってますよ。ただ、視察に行ったから理解したかということ、決してそうではないというふうには私は思いますし、そう思います。そう見えます。そのところが、ずっと埋められないままいろんなことをやったとしても、この事業って無理やりこのまま進めていくつもりなんですかね。いつの段階で地域住民の同意がちゃんと得られましたと、ここで発表される。この場じゃなくてもいいですけども、そういったことがなされるんでしょうか。それをなされないまま、どんどんどんどん進めていくことに非常に矛盾を感じるんですが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） なかなか現在、毎月1回は協議会のほうで協議をさせていただいている状況でございます。したがって、今すぐなかなか理解が得られたという形を申し上げられる状況ではないわけですが、ただ先ほど議員のほうからございましたように、これだけ多くの税金を投じているものが、無駄にという

部分があったわけですが、ただ今現在、近隣住民の理解が得られた状況ではありませんが、ただやはり私ども生活していく上で日々出ます廃棄物、こちらをどのようにこれから先も処理をしていくか。そういったところで私ども行政と住民の方とが定期的に話をしていく、まあそういったことにおいては、これは決して今後先々を考えた際に、それが決して無駄にはならないのではないかというふうに私どもは考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 課長がおっしゃったように、地域住民と話を進めていくことというのは決して無駄ではないんですよ。今後どういうふうにごみの処理の問題をどうしていくかということ話し合うためにも、これ続けていかなきゃいけないんですね。しかしながら、前提として建設がありきで話するのと、今後のごみ行政をどうするかという点で話し合うというのは全く違うんですよ。今、住民の人たちが、行政の側から見るとかたくなに見えるかもしれない。そういうふうになってるのは、もう最初から結論が見えてるわけですよ、これ絶対つくるんだなど。絶対つくるけれども、地域住民の理解を得ることというのを欠いてしまったがために、これ何らかの協議会みたいなをつくってガス抜きをしなきゃいけないんじゃないかなって、そういうふうにも思われるわけですよ。そういうことを思っただけで住民の人たちが参加してるものとね、本当に今後の将来をゼロベースから考えて、どういうふうにしていきましょうかといったことを議論するのって、全然建設的な意見が出るのと出ないのと違うと思うんですよ。ですから、そこが全く、スタート地点が違うんですね。

ですから、今課長がおっしゃったように、これは重要ですよ、話し合いは。だけれども、一つ言っておくのは、建設が最初にありきで進めていく協議会というのは、ずっとこれ結論出ないですよ。このまま、毎月1回、必ず地域連絡協議会の皆さん、出てます。先ほど別の議員が、ボランティアでやると弁当も出ないのかみたいな話が出ましたが、この人たちの弁当どころか手当も何にも出ないで、大体土曜日とか日曜日とかの夜7時から9時の間、2時間ですよ、とられるわけですよ。それにもかかわらず、そういうことを続けていくことってすごくむなしく思えてくるんですね。そういう話も聞きます。これをずっと建設が決まったというふうに、逆に言えば市が、絶対もう決まってるですと、何があってもやりますというんだったら、この施設連絡協議会って要らないじゃないですか。だから、施設連絡協議会の意味合いというものをもう一度お聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○環境部長(田口茂夫君) 施設連絡協議会の設置目的におきましては、要綱等に定められております。その目的としましては、建設をする3市共同資源物処理施設の施設の姿ですとか、当然先ほどお話をさせていただきました環境影響調査の内容についての問題ですとか、そういったものを協議する場だというふうに認識しております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 確かに要綱にはそういうふう書いてあるんですけども、実際にじゃそれ以外で市民の方が、要は建設想定地の問題とか、最初から話し合う場というのは全然ないじゃないですか。用意されていないじゃないですか。だから、そういうことも話し合えなければ、施設連絡協議会って全然意味ないと思いますよ。先ほど松本課長がおっしゃったように、今後のごみ行政全般を考える会という形に、本来の形に戻していくことが僕は必要だというふうに思っております。

ちょっと戻りますけれども、25年の1月8日の確認書についてなんですけれども、今現在も地域住民の理解を得られたというふうには思っていないと、そういうふうに捉えてるというふうにご答弁がありましたので、この確認書はいまだに有効だというふうに考えてよろしいですか。よろしいですよ。どうですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 25年1月に結びました確認書、こちらのほうに基づいて当時、説明会等を開催させていただきました。その後、説明会等での状況、そういったものを踏まえまして、同じく25年の11月29日に地域住民を含め3市全域にわたって、さらに説明を継続していく必要があるということで、あわせてその11月29日の確認書の中で、住民が参画できる枠組みを設けるということで、現在の地域連絡協議会、そちらのほうも設置をさせていただいてるところでございます。したがって、現在は25年11月に結ばせていただいた確認書、こちらに基づいて事務を進めているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今、松本課長おっしゃったことで疑問が1つあります。平成25年の1月9日の確認書には、明確に想定地域住民ですね——の理解を得ることを前提にと書いてあるものが、25年の11月29日の3市共同資源化事業に関する確認書では全く抜かれてるんですよ。似たような文面を探すと、「住民が参画できる枠組みを早急に確立し、その信頼を得て事業を進める。」というふうに、明らかに後退してるんですよ。この段階でもね、今の段階でも地域住民の理解を得られたとはいいたいと言ってるにもかかわらず、なぜ1年間に2つの確認書を出した上に、2つ目の確認書でその文言が抜けて後退をした表現になっているのか理由を教えてください。

○環境部長（田口茂夫君） 平成25年1月8日の確認書に基づいて、地域住民の方々を含めて説明会を実施し、その実施した内容をもとに、その状況がどうだったかということを検証してきております。その検証した結果として、地域住民の理解は得られていないという状況の報告がされております。その後、じゃ今後どうしていくのかというところの協議が4団体で行われ、その状況として施設は必要であるというふうな方向性の中で新たな確認書が結ばれ、こういった住民が参画できる枠組みを早急に確立し、その信頼を得て事業を進めていくというふうな形になってきているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 平成25年の1月9日の基本事項の確認書ですけれども、施設の立地に係る住民理解という項目で、「地域住民の理解が得られたかの判断は、事業説明の結果をもって推進本部の場において行う。」と。今お話をしたのは、そういったところだと思うんですけども、その場でも地域住民の理解は得られていないというふうに判断したならば、これは積み残しじゃないですか。だから、もう新しい確認書が結ばれたと言ったとしても、その部分というのは理解されてないままですから、表現方法を変えただけで、じゃお聞きしますが、住民が参画できる枠組みをそのために早急に確立して、その信頼を得て事業を進めるという意味と、住民の理解を前提に進めるというものは同じと捉えてよろしいんですか。

○環境部長（田口茂夫君） 基本的な考え方としては、同一かなというふうに思っておりますが、その枠組みの中で我々は現在、この平成25年11月29日の確認書の中で、地域連絡協議会等を設置し、理解を得る努力をしているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 基本的に同じという答弁いただいたんで、了解をいたしました。

当然その信頼を得て事業を進めるということですから、信頼を得られなければ、この事業は進まないわけですよ。それを、また新たに25年11月29日の確認書で確認されたといったところだと思います。

次に、交付金の申請にちょっともう一度戻らせていただきますけれども、今後の流れについて教えてください。それと、今後の流れの中で、東大和市議会が過去、見直し決議をしました。その中で、その決議を受けて

庁議で都市計画決定ができない、そのことによってこの3市共同資源化事業というのはできないんだということがなされておりますけれども、それに関しては解消されていないというふうに私はまだ思っているんですが、今後の交付金の流れと市議会との役割ですかね、どの段階で市議会の了承というのか、決議というのか——ものをとっていくのか、そういった流れを教えてくださいませんか。

○環境部長（田口茂夫君） 先般、地域連絡協議会においても、今後のスケジュールというものをお示しをさせていただいております。その議論の中で、ちょっと足りない点等が、いろいろ御指摘をいただきましたので、次回開催までにそういった点を加味した形で御提示していくという形にはなっておりますが、おおよその動きとしましては、先ほどお話をさせていただきました交付金の申請につきまして、3月ぐらいには承認が得られればというふうなところの動きになるかというふうに思っております。その交付金の動きとしましては、実務的な動きとしまして、4月から5月ぐらいには一般的に承認がされれば、一定の内示があるのかなというふうには考えております。

また、それ以外の3市共同資源物処理施設の建設に向けてのスケジュールということでもありますけれども、まず生活環境影響調査、こちらが先ほどもお話をさせていただきましたとおり、衛生組合の補正予算等が議決をいただいておりますので、来月、3月からそういった事務が進んでいき、おおむね1年半ぐらいをかけて生活環境影響調査、実務的な調査ですね、現況調査というふうな形になりますが、そういった後の後事務が1年半ぐらいかかってくるのかなというふうに思っております。その後、そういった生活環境影響調査の状況、手続が終わった段階から、都市計画決定手続に入っていくのかなというふうな形だというふうに認識はしております。

先ほど議員から東大和市議会の状況はということになりますと、今の現段階では、この生活環境影響調査並びに都市計画決定の中では、市議会における議決関係等が入ってこないというふうな形で考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） そうなると、どの段階でかわっていくのかということをお示してください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今後の予定ということで、先ほど環境部長のほうから申し上げましたが、当面、平成27年度、こちらにつきまして生活環境影響調査、並びに並行いたしまして施設の整備実施計画、こちらを地域住民の方の意見を反映した形でつくっていくという過程でございます。したがって、それら青写真が今後、施設整備地域連絡協議会の地域委員の皆さんと詰めていく、それらを経ていかなければ、議会の議決がどのタイミングでという、今現在ではまだそこまで話が煮詰まっていないというところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 当然に議会にかける前に、地域住民の同意が得られなければ、そもそも議会にかける必要がないというふうには思っておりますので、まず第一に、繰り返しますけれども、地域住民の理解を得られるような努力をしていただき、その先に議会にかけていただけるようお願いいたします。

次の質問に移ります。

次は、焼却炉、不燃・粗大ごみの処理施設の現状と今後についてですけれども、先ほど予定が27年に計画を策定するというお話でした。ただ、この焼却炉と不燃粗大ごみの処理施設って、これまで御答弁いただいた中でも喫緊の課題であるというふうに述べられてますので、これはいつまでに建て替えを行わなければいけないんでしょうか。年限、今、延命化措置とってますけれども、大体このぐらいまでにはやんなきゃいけないというのは、もう皆さんおわかりだと思うんですけども、教えてくださいませんか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 焼却施設を見据えた事業ということになっておりますので、まず3市共同資源

化事業でのハード面、こちらにつきましては、現在、平成31年度の稼働を目途に3市共同資源物処理施設ということで現在進めております。もう一つのハード面で、現在の老朽化した粗大ごみ処理施設、こちらを仮称でございますが、不燃粗大ごみ処理施設の更新事業ということで、平成32年度の稼働ということで計画しております。また、最後になります、焼却施設、こちらにつきましては平成33年度を目途に事業を行うというふうになってるところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) これに伴い、もちろん焼却施設の近くにも周辺住民がおりますので、3市共同資源化施設、廃プラ施設のとくと同じように、地域連絡協議会等、そういった情報共有というのは行っているのか、今後どのようにしているのかということをお聞きます。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 従前から衛生組合のほうで、小平市中島町、また立川市幸町の一部、こちらの地域住民の方との連絡協議会、年に5回から6回ぐらい行われてるわけですが、そちらの定期的な会議の中におきましても、平成33年度の稼働を目途としております焼却施設、こちらについては今年度、建設予定地を、同じ小平市中島町ということで、提案図書の作成に現在着手しているということで、地域の方々には説明をしているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今現在、小平の中島町の周辺、あと立川のところの住民の方というふうにお聞きしたんですけども、これを決めた経緯というのは、恐らくですけど、予想ですけども、焼却施設からの距離で決めたんだと思うんですね。行政区でくれば、要は3つの市、小平市と武蔵村山市と東大和市の衛生組合ですから、本来はそこでもかかわらず、やっぱり周辺に影響を与えるということで、距離で換算すると立川の市民も入るよなって、そういった認識だと思われるんですが、それは間違っていないですか、大丈夫ですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) はい。主に中島町を対象といたしました連絡協議会の範囲といたしましては、今議員からございましたような考えに基づいて、一番高い100メートルの煙突、こちらの2倍の半径の距離、それともう1点が、搬入路として使っております小平市の通称名となるんでしょうか、松の木通り、こちらの市道、こちらの搬入路の沿道に住んでおられる方で構成する自治会、こちらを入れて現在運営してるところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) そうなると、東大和市の一部もその沿道に入ってると思われるんですけども、その自治会も入ってるということでよろしいですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 中島町のほうの協議会の立ち上げ時、この立ち上げ時のときに、半径200メートルの範囲に、東大和市の場合は、区域としては当然200メートルの範囲は入るわけですが、当時、設置をするときに、居住の用に供するような建物がなかったというふう聞いております。したがって、現在その協議会のほうには、東大和市のほうは参加をしないで現在に至っております。

以上です。

○議長(尾崎信夫君) ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時43分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 焼却炉建設当時、半径200メートル以内に、桜が丘だと思うんですけども、あのあたりに住民がいなかったといったところに入ってないということだったんですけども、今現在はいかがでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 正確にはかったものを今持ち合わせてはおりませんが、その後、現在は警視庁の公務員住宅、そちら等もできておりますので、もしかするとそちらのほうは200メートルの範囲に該当する可能性はあるのかというふうには思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） あと搬入路、松の木通りのことが出たんですけども、たしか桜街道から曲がって西武ハイツのところの横の抜ける道、あそこを使ってると思うんですけども、そこも搬入路に入るんじゃないでしょうか。そうすると、東大和市の桜が丘のあの一带というところは入るんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 私のほうで先ほど申し上げた搬入路が、協議会の設置時という時点でお答えをさせていただいております。したがって、そちらの建物と協議会の設置の時期的なものの現在確認がちょっととれてはおりませんが、あくまでも松の木通りという、そういう形で現在きているところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 当時と今回、建て替えの協議に入るときですけれども、もう状況が一変してます。住宅密集地になってます。大きい建物もいっぱいできてますので、必ず地域連絡協議会の中に東大和市の地域住民が入るようお願いをいたします。そうでなければ、全然状況が変わったにもかかわらず、構成メンバーが変わらないということだとおかしい話なので、そのあたりは要望をしておきます。

焼却炉の話に戻りますけれども、焼却炉の建て替えが、稼働、平成33年ですか——といったところを目途にしてということをお先ほど御答弁いただきましたけれども、焼却炉ってなかなか誰もがつかれるわけではなくて、大手さんですね、日立さんとか川崎さんとか、大体国内である一定の——両手では余るぐらいな感じのところは寡占状態だというふうに思います。その段階で、大体寡占状態というと建築費って上がると思うんですけど、今現在、見積もり等々、正式なものはまだだと思うんですけども、大体このぐらいだろうなって把握はもうしてるはずなんですよ、このぐらいの年限だと。今現在、把握してる数字だけでいいので、この焼却炉の更新には大体幾らぐらいかかるかということを考えていらっしゃいますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 具体的な数字ではございませんが、さきの衛生組合の議会におきまして、組合のほうからトン5,000万ほどというふうな数字のお話は出ているところでございます。仮に200トンの処理であれば100億円程度になるのかなというふうな説明がされているところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今、トン5,000万だと100億という、要するに100億という話でしたね。とすると、私が大体いろんなところの建設費の最近の高騰の状況とか見ると、これ100億で済まない可能性が非常に高いと思うんですね。特に震災の影響もありまして、また東京オリンピックが控えております。これマンションの建設費の高騰の話なんですけども、1.5倍から2倍って言われてるんですよ、通常の。とすると、これはマンションの話でしたけども、別に建設する会社とか人員とかというのは変わらないわけですから、そうするとこういう費用も、これかなりはね上がる可能性があると思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えですか。

○環境部長（田口茂夫君） 近年の建設費の高騰というのは、我々もそういうお話は聞いてございます。先ほどのお話の数字としましては、過去の状況ではと、過去にこういった焼却施設を建てた場合には、トン当たり5,000万程度となっているというふうなお話の説明でございました。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 確かに過去はそうでした。間違いなく建築費の高騰というのはもう始まってますので、平成33年までに工事が終わるといったところになれば、そこにかかってしまいますね。そうすると、31年に廃プラ処理施設、32年に不燃粗大ごみ処理施設、33年に焼却施設ということで、同時期に一気に、金額が高いときに建築の工事が集中するわけですよ。特に廃プラ施設の建設を先に進めようとして、これがおくれて、結局こうなったんじゃないかなというふうに思うんですね。なぜかという、この廃プラ施設の建設の話って、もう10年以上前に出てきた話じゃないですか。それから住民運動が始まって、どんどんどんどんおくれてきたといたところ、これができなければ焼却施設の更新もできないよって言ってきたから、こっちのほうも一緒にやっておくれてきたんじゃないかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） このごみ焼却施設、また不燃粗大ごみ処理施設ですね、また3市共同資源物処理施設を一体として基本的に4団体では考えております。そのようなことから、処理に当たって上流からというところの中で計画を立ててきているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） なぜ廃プラ施設が上流なんでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 焼却施設でどういったものを焼却するかというところのごみ処理の動きとしまして、容器包装プラスチックなどのそういったものをどうしていくかというところに基づいて考えているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 上流過程のリサイクル方針で、ペットボトルとか容器包装をどうするかということを決めなければ、焼却炉の規模が決められないという言い方に聞こえましたけども、それでいいですか。

○環境部長（田口茂夫君） ごみ焼却施設の要するに焼却物を、いかに少なくしていくかというところの考え方というふうになっておりまして、基本的には、ひいては日の出にあります最終処分場の関係ですとか、そういったところをトータルで考えたという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 現在、東大和市のリサイクルの方針、ペットボトルと容器プラですけれども、これも方針はもう決まっていますよね。容リ法に基づいて処理をするということ、決まっていますよね。この建物が建とうが建つまいが、この方針は変わらないわけですよ。そうすると、焼却炉の規模には全く影響しないんじゃないでしょうか。だって今現在も民間に委託して、容リ法に基づいて処理してるわけですよ。そのまま続ければいい話であって、それが決まらないから焼却施設の規模が決まらないという話に全くならない。今現在もペットボトルと容リプラは燃やしてないわけですよ、東大和から出たものに関しては。そうすると、何にも変わらないじゃないですか。

○環境部長（田口茂夫君） 議員がお話のとおり、当市においてはそういう状況でございます。しかしながら、3市全体を見てみますと、その影響があるものがあるということから、こういうふうな状況になっているということでございます。

○21番（床鍋義博君） 言いにくいと思うので、私の口から言うと、小平市だけですよね、軟質系のプラスチックを燃やしてるのは。それって、軟質系のプラスチック、前の議会でも聞きましたけれども、1,000トンから1,500トンという話だったんで、年間の処理の可燃ごみの処理数にすれば、全然低い数字ですよ。だから、それは焼却施設の規模に影響を及ぼすとは到底思えません。ですから、上流過程のリサイクル方針を決めるのはいいんです。これは方針を決めるだけであって、これを容り法にのせるのかのせないのかという方針は決めればいいですよ。決めて、じゃ決めたいけれども、それを民間に出しましょうとかっていうふうにすれば、焼却炉の規模というのは影響されないわけですよ。だから、つくることが上流過程にあるわけじゃないんですよ。リサイクルの方針が上流過程にあるというのはわかりますよ。しかしながら、建物をつくるということが上流過程にあるというのは全くの間違いです。これは指摘をしておきます。

民間委託するのと、公設で建設した場合、一番大きく違うのは、基本的には建設費が純増になるということですよ。民間に出してるときは、前も何度も述べましたけれども、変動比になるわけですから、少なくすれば、住民のね、市民の皆さんの努力で少なくなれば、変動比ですら少なくなりますよ。しかしながら、公設でつくった場合に関しては、維持管理費というのは毎年同じ金額かかっていくんですよ。幾ら努力で減らそうと思っても、これは減っていかないんです。だから、そこは変動比のままにしたほうがいいんじゃないかというのが、私のかねてからの主張です。

本来、焼却炉と廃プラ施設は別々に検討されて問題ないものを、廃プラ処理施設をつくりたいがために、三位一体と言って進めていると。そうすれば、さまざまところに影響が出てきます。家庭ごみの有料化など、市民負担をお願いするのであれば、より一層、支出、お金の使い方には細心の注意が必要だというふうに思っています。今年度以降、本庁舎の耐震工事、給食センター新築工事、多額の費用がかかる事業がめじろ押しになってます。その上、焼却炉、粗大ごみ、プラス廃プラ処理施設と、もう100億以上の負担が一気にこの時期にかかってくるわけですよ。減価償却はありますけど、30年としたって年間数億円というものが純増になるわけですよ。改めてお聞きしますけども、これだけの公費を使って、こういう建設を進めると。そのおかげで削られるサービスが必ずあるわけですよ。その分、市税がふえるわけではないわけですから。それは削られるものは、どれを削るかというのを検討しなければ、この費用って出てこないと思うんですよ。その費用というのは、どういうふうに捻出しようと思ってますか。

○副市長（小島昇公君） 今御指摘ございましたように、ここ何年かで大きな事業がめじろ押しでございます。おっしゃっておりますように、給食センターも子供たちのためには、かなり金額的にはアップしますけども、どうしてもすぐつくらなければいけないという状況だということも確かでございますし、総合福祉センターにつきましても、長年の障害者の皆さんの要望に応えるために、1日も早くという事業でございます。また、庁舎等の耐震につきましても、いざというときに本部機能が機能しないので、市全体を守ることができないということで、喫緊の課題で至急に手を加えなければならないという状況でございます。

そんな中でございますが、この3市の共同資源物処理施設につきましても、先ほど御質問者、御指摘がございましたが、3市、組合、4団体の中で計画をして進める事業でございます。その中での考え方といたしましては、ごみの焼却施設と、それから不燃粗大ごみ処理施設から今回の3市共同資源物の処理施設は、3施設が一体であるという基本的な考えに立ってございます。そういたしますと、やっぱり東大和市のごみの焼却施設をなくすというわけにはいきませんので、この3市の共同資源物処理施設を、非常に財政状況は厳しいですけども、喫緊の課題に同時に進行をせざるを得ないというふうには考えてございます。財源につきましては、

少しは基金も積めてきておりますけれども、基金だけで対応できるという状況ではございませんので、いかに特財等、都から財源を導くことができるかということも、あわせて検討をしながら市民生活に影響ないように進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 繰り返し言いますが、三位一体ではないですよ。三位一体なのは、計画は三位一体かもしれませんが、焼却施設と不燃粗大ごみ処理施設と廃プラ処理施設は、別々に考えても成立し得る問題ですから、そこは分けて考えていただきたいというふうに思っております。もちろん私、焼却施設が必要じゃないというふうには、全然一言も言ってませんので、もちろんそれが今、民間に出ていけばまた違ったことも言えるかもしれませんが、今、公設で行っているものですから、それに関しては何も言ってません。私が言ってるのは、今民間に出してるものを新たに公設でやるのはいかなものかと言ってることなので、その辺、お間違えなくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

リサイクルについての市の基本姿勢についてですけれども、昨今、3Rとか4Rとか言われてます。その中で、3Rではリデュース、ごみ減量ですね。リユースは再利用、リサイクルとあります。これに、ごみになるものを買わないようにするというリフューズが加わり、4Rというふうになっております。既に御存じだと思いますので、順序をお聞きしませんけれども、この優先順位というのがあるんですね。その中で、一番最後に、一番後になるのがリサイクルなんですね。これはなぜかと申しますと、エネルギー消費の問題なんです。リサイクルに関しては、市は公設で進めようとしておりますけれども、今述べましたように他の施策の方が重要度が高い。これらの施策に対しては、市はどのように行っていますか。

○環境部長(田口茂夫君) 現在、市で行っておりますリサイクルにつきましては、有価物等につきましては民間のほうに売却をしたりですとか、そういった形で処理をしているという状況でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) リサイクルについてもお答えいただきましたけど、それより順位の高いリデュースとリユースについて聞いたんです。今具体的に市がやってる事業で、これに該当するものが余りないなというふうには思っておりますので、考え方の一つとして、LCA、ライフサイクルアセスメントという考え方があります。これは製品を製造から使用、廃棄、再利用までトータルに考えて、どのような使い方や処理をするのが環境に対して最も影響が少ないのかということを図るのが目的です。廃棄物の施策を行うに際しては、この考えをもとに策定すべきだというふうに考えております。この考え、LCAという考えのもとで、リサイクルの方針とかごみ行政ということを考えてらっしゃいますでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 環境におけるライフサイクルアセスメントということは承知はしてございますが、具体的にこれを計画に落としているかという、現段階ではそこまでいっていないという状況でございます。

○21番(床鍋義博君) LCAというのは、本来であれば民間のそれを製造しているところ、また流通させてるところ、先ほど市長の御答弁でも拡大生産者責任というのがうたわれておりました。私も、これも廃掃法という法律はすごく欠陥があると思うんですね。要は出るところ、大量に生産するところが、余り最終的な処分をする地方自治体のところに絡んでこない。それを金銭で行うというのが、容り法の目的の一つだったんですけれども、私は実際にこの静脈産業として民間を育てる必要があるんじゃないかなというふうに思ってるんです。

ということかといいますと、例えばペットボトル、ペットボトルって再利用一番しやすい、今プラスチックの中で一番再利用しやすい物質、御存じなので説明はしませんけれども、ほぼほぼ単一素材でつくられてる。製品プラスチックって、皆さん、私たちの周りにある製品プラスチックというのは、単一の素材ではないんです、ほとんど。いろいろ添加物が入ったり、可塑剤が入ったりするので、なかなかこれをマテリアルリサイクル、もう一度材料にするというのはなかなか難しいんですね。唯一、今のところできそうなものがペットボトルなんです。ペットボトルに関してどういう動きがあるかという、ペットボトルに関してはそこそこ再利用できそうだなというんで、これは民間がやり始めてますよ。近隣でいえばイトーヨーカドーさんなんかは、それを自分のところで処理する施設も持ってます。そういうことを市は進めていくのか、進めていかないのか、本来は進めていくべきだと思うんです。そこを進めていって企業の責任を問う、それこそ拡大生産者責任だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 私どもが昨年8月ないしは10月に、戸別収集有料化の状況を検討するに当たっても、この拡大生産者責任という考え方は必要であろうというふうな考え方をスタートはしたというふうには思っております。また、東京都市長会を通じまして、循環型社会の構築に向けては、各種リサイクル法の整備は進めているという中におきましても、容器包装や小型家電リサイクルシステムの維持については、製造事業者等と比べても市町村負担が大変大きいというふうなところで、市の財政を圧迫しているということを述べながら、拡大生産者責任の考え方にに基づき、特段の措置を願いたいというふうな形での要望等もさせていただいております。一市町村において、どこまでのことができるかどうか、なかなか難しいところではございますけども、この辺につきましては今後努力をしていきたいというふうな考え方をしております。

以上です。

○2番（床鍋義博君） 今御答弁いただいたことと、私の主張と全く一致しております。要は、簡便な流通のために、地方自治体がそれを負担してらるって状況なんです。それをもっと徹底的にやらなければ、この問題って絶対根本的に解決しないんですね。どんどんどんどん便利だからといって、私たちの身の回りに簡単に捨てられるようなプラスチック製品がどんどんどんどんふえていく。それをとめなければ、この問題って解決しないと思います。燃やすにしろ集めるにしろ、それにもエネルギーがかかりますので、本来であればそういったものをかからなくするような努力を企業自体がしていくということを、リーダーシップを持って東大和市が率先してやっていただきたいなというふうに思って、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですけれども、中小企業大学校の活用についてです。

先ほど市のイベントについて、27年度の産業まつりを行うことが決まったといったことだったんですけども、そういったところは中小企業大学校と打ち合わせとか、そういったことが必要だと思うんですけども、その経緯をお聞かせください。

○市民部長（関田守男君） 平成27年度の産業まつりの会場ですね、この決定経緯でございますけれども、平成27年度につきましては、この市役所の耐震化工事がございまして、例年、市役所の敷地を利用しておりましたことから、平成27年度につきましてはこの会場が使えなくなるというようなことがございます。そうしたことから、平成26年8月に開催されました産業まつり実行委員会におきまして、平成26年度の産業まつりの内容とあわせて、平成27年度のこの会場についての検討が開始されてございます。そうした中におきまして、候補地といたしまして3カ所、都立東大和南公園、それから上仲原公園、そして中小企業大学校という3カ所が候補地として挙がりました。その後、議論が重ねられまして、この中小企業大学校に打診いたしましたところ、使

用は可能であるということでもございました。中小企業大学校といたしましては、産業まつりを、この会場にすることによりまして、市との連携、そしてまた中小企業大学校そのもののPRにつながるというようなお話もございました。こうしたことから、最終的に本年の平成27年に入りまして1月の産業まつり実行委員会におきまして、最終的に会場が決定したというものでございます。

○21番(床鍋義博君) 大変喜ばしいことで、東大和市にある国の施設としては、すごく立派なものですので、ぜひ産業まつりだけとは言わずに、どんどんどんどん打診してほしいなと思います。稼働率を見ると、余り稼働してないような状況もあるので、諦めるのではなくてね、最初からこれもどうだ、これもどうだと言ってもらったほうがいいかなと思うんですね。

その中で、市とのかかわり合いという話が出たので、その話に移りますけれども、先ほどの御答弁で創業支援について触れられてましたけれども、それについて市のかかわり、どういったことをやっていくのかということも教えていただけますでしょうか。

○市民部長(関田守男君) 創業支援事業につきましては、この産業振興基本計画に基づきまして対応するものでもございますけども、その中で創業者の支援ということが掲げられております。そうしたことから、これを具現化するために、この支援の創業支援体制をつくるものでございます。そこで、中小企業大学校と商工会、そして市と三者が連携をして、この創業支援事業に取り組むことによりまして、市内での新たな創業者を生み出し、市内の商店会や地域の活性化を目指すものでございます。具体的には、平成27年の3月、ことしの3月でもございますが——から創業支援の窓口を開設いたしまして、新規の創業者に夜、創業体験談のセミナーを実施する予定でございます。今後は平成27年度4月より、3カ年かけまして創業塾を、この中小企業大学校の会場を借りまして実施するというものでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ぜひ市内でも、創業したいけれども、何かそういったことを支援する機関がないのかという話も聞きます。今回こういった、せっかく中小企業大学校が積極的に事業を行っておりますので、市のほうでも専門的な窓口を設けて、創業に関してはこちらに来てくださいよ、すぐ中小企業大学校、中小企業とつなげますよといった形で活動してほしいなというふうに思っております。

現在、中小企業大学校が地域貢献のために行っている事業というんですかね、これは東大和市のためになるよみたいなことをやっている事業が、もしありましたら教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長(乙幡正喜君) 中小企業大学校では、創業に関心のある方や目指してる方を対象に、創業セミナーを実施しております。また、地域にお住まいの主婦やサラリーマン、学生や地域で働く人たちを対象に、東京校の活用を考えるワークショップ等を開催しております。また、本年3月よりビジネストがオープンされます。創業に関心のある方や目指している方が登録することによって、無料で施設を利用することができます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) このビジネストなんですけれども、実は私も登録をさせていただいて、ことしの3月までですけど、一応無料期間というのがあったんで、それに登録をさせていって、図書館とか使わせていただきました。非常に図書館なんかは、創業系のビジネス関連の書籍が豊富で、すごく役に立つものがいっぱいあります。でも、なかなか市民の方に聞くと、これをやってるということを知らない方が結構多いんですね。ですから、市報に載せているとのことでしたけれども、もっと市役所のロビーとかもありますので、ぜひこういった、こういうことをやってる、今後も実は3月まで無料期間でしたけど、新しい料金体系も出て、体験コー

スと無料コースというのはまだ残っています。4月以降も、そのコースで申し込めば、具体的な創業支援なんかは得られないのかもしれませんが、少なくとも施設を利用して、図書館なんかも利用できるという話も聞いてますので、ぜひそちらのほうを市民の方が多く利用することによって、中小企業大学校、外から見てると何やってるかわかんないよってよく聞かれるので、ぜひ利用を促進してほしいなというふうに思います。これは要望なので、御答弁は結構です。

次に、今後、市と共催で中小企業大学校の事業を実施していくといったようなこと、それとあと市の窓口として職員を派遣するであるとか、そういった考えがないかどうかお聞きします。

○市民部長（関田守男君） 中小企業大学校との連携につきましては、引き続き強化していきたいというふうに考えてございます。ただ、一方で市の職員派遣ということになりますと、いろいろと時間的な、人力的なこともございます。現状では、派遣というところまでは難しいというように考えてございます。

○21番（床鍋義博君） 私、実はもともとベンチャー企業出身なので、この創業支援とか、そういったことに携わって、今も相談とか受けることが多いんですね。その際に、結構聞かれるのが、やっぱり法令関係なんですよ。これをやるときに、どのような法規制があるのかということは、なかなか市の職員でなければわからない問題とかが結構あるんですね。実は中小企業大学校の中でも、じゃ中小企業診断士がそこまで知ってるか、細かい条例までは絶対知らないはずなんで、絶対とは言いませんけども、知らない可能性が非常に高いので、そういったことに関してすぐ問い合わせをいただければ、派遣までしなくてもいいんですけども、すぐ答えられるような体制をとってほしいなというふうに思います。これも要望ですので、御答弁は結構です。

市民及び市民団体の利用についてなんですけれども、私がお願いしたいのは、市民がいきなり中小企業大学校に行って、ここを利用したいからお願いしますって言っても、多分聞き入れてもらえないと思うんですね。その場合に、市が中間に立って、こういった試みだったら市も協力しながらやっていけるよみたいな形で、支援をしていただけないかどうか。そういった、今後検討をしていただけるかどうかをお聞きします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 中小企業大学校との連携でございますが、市の職員も今回、創業支援等でたびたびそちらを訪ねるようになりますので、今後、その辺の情報を密にいたしまして、連携等を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） まだ中小企業大学校の利用というのは、ある意味、東大和では始まったばかりなところなんで、今後いろんなことが、課題が出てくると思います。せっかく東大和市にある有効な資産ですので、できるだけ多くの市民の方が利用できるような、また創業支援等で東大和市の中で創業が盛んになれば経済も活性化をしますし、また雇用も生まれます。そういった観点で、この政策はすごく重要だと思いますので、ぜひ応援をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

図書館の運営についてですけれども、この質問は、これまで何度もさせていただきました。その都度、御答弁いただきました。検討している、今後検討するといったことも伺って、いつ実現するのかなと待つてはおるんですけども、なかなか一向に結果が出てこないのが現状だというふうに思っております。先ほど教育長の御答弁の中で、レファレンス室の利用拡大については、本当に11月からデータをとりながら検討されてるということだったので、恐らくことし中には何らかの結論は出るかなというふうには思うんですけども、繰り返し申し上げますが、これ勉強したい学生というのは、もう1年とか延ばされると、もう受験期間とか過ぎちゃ

うわけなんです。なので、少なくともこのレファレンス室の利用拡大に関しては、もう早目に結論を出してほしいなど。結論を出すというのは、正直に申せば利用させてほしいなど。先ほど利用率が出てましたね。1日の平均利用が14人です。今現在、レファレンス室の席は何席ありますか。

○中央図書館長（関田実千代君） 29席でございます。

○21番（床鍋義博君） 単純計算すると15席は余ってるわけですよ。それも先ほど3割が1時間以内の短期利用ということであれば、少なくとも半数は学習スペースのために、これ使っても大丈夫なんじゃないかなという結論はもう出せると思うんですが。仮にデータ上はこうだとしても、じゃ少ない目で、じゃ3分の1からぐらいやってみようかという、実験的にもう始めてもいいと思うんですね。そのあたりのことというのは、ある程度、データがたまらない、もっと昨年11月から、今4カ月ぐらいですか、11、12、1、2だから4カ月ですね。どのぐらいデータを見て決めるのか、それともこの辺だったらもうちょっと実験的にやってみようよという、そんな考えありませんか。

○中央図書館長（関田実千代君） 先ほど教育長からも答弁していただきましたが、一応データとしては4カ月分たまっているわけでございますけれども、今まで私たちも、感覚としては短時間の方と、あとは長時間の方がいるというような捉え方はしていたわけですが、ある程度数字としては出てきたわけでございます。これで今議員のほうがおっしゃられたように、じゃ3分の1ぐらいに学習スペースをするのかどうかとか、その辺の判断はつくかなと思うんですが、ただ現実的に先ほど教育長の答弁にもありましたように、普通にレファレンスで御利用なさってる方と学習で利用される方で、うちのほうとしましては学習で利用される方については、ある程度、時間制限を設けたいなと思っております。その区分けの仕方をどうするかとか、あとその色分けですね、色分けと言っておかしいんですけども。ですからそれを具体的に、今うちのほうでレファレンスの当番として割ける人数は1人ですので、1名の人間がやって混乱なく、あと利用者の方に不快な思いをさせないでできるようなやり方はないかとか、その辺のところがあるかなと思います。ですので、どのぐらいのスペースを割くかということの目安としては、そんなにずっとデータをとるとかという——とって積み上げてってということではなくて、実際のやり方として混乱がないやり方をするにはどうしたらいいかというところが、一番重要なかなと考えております。

○21番（床鍋義博君） 時期的なものは、なかなか明言できないとは思いますが、ぜひ早目にお願いをしたいと思います。

ちょっと2番目が先に行っちゃって、一番上が後になっちゃったんですけども、図書館の開館日数、時間の延長についてですね。先ほど中央図書館で275日という話が出ておりました。教育長の御答弁でも、より多くの市民の利用を促進するといった御答弁をいただきましたので、今後、じゃより多くの市民に利用してもらうためには図書館に来てもらう。来てもらうためには、やはり開館日数と開館時間の延長というのは、これ避けられないというふうに思うんですね。しかしながら、先ほど現在の職員体制、また予算では難しいという答弁でありました。であるならば、指定管理者なども含め、できる方法というのはいろいろ御検討されたんでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 指定管理者というお話が出てきましたから、私のほうから基本的な考え方を申し述べさせていただきたいと思いますが、まず図書館ということは、貸し出しと閲覧と、そしてあと2つ、選書とレファレンスだというふうに考えてます。特に選書とレファレンスにつきましては、公立図書館ではなくしてはいけないものだというふうに私自身は考えてございます。ですから、民間委託、指定管理者にするのも結構で

ございますけども、そういう考え方でいくというのは、基本的にはあっていいというふうには思いますけども、今までいろんなところで図書館が、コーヒーコーナーができたりとか、確かに便利で、貸し出しという意味だけならば、そういう図書館があってもいいかなというふうに思うんですけども、公立ということになると、そこだけではだめなんじゃないかなというふうに思っています。特に選書とレファレンスというのは、非常に重要なものだという意識は持っております。ですから、先ほどレファレンス室があいてるからというのは、これは図書館、中央図書館、レファレンス室、その問題、そのものはあるかなというふうには思いますけども、もっともっとレファレンス室を活用していただけるような対策をまず考えるべきではないかなというのが、私の考え方でございまして、これからいろんなところで、また私ども市長部局のほうも、指定管理者ということでのいろんなことを考えていかなきゃいけないというふうには思っておりますけども、ただ少なくとも公立図書館というんだらば、やっぱりそのところはしっかりと一定の指針というか、基準を持って対応していく必要があるかなというふうには思っています。

以上です。

○21番(床鍋義博君) もちろん選書とレファレンスの重要性については、私もよく承知をしております。指定管理者であっても、選書の部分に関しては市が独自にやるところもあります。要は何を言いたいかといいますと、そういった広い意味で、図書館のあり方というものがだんだんだんだん変わってきてる。もちろん貸し出しだけではない。市民の知の集積所として別な意味合いもだんだん出てきてるんですね。先ほどカフェの話も出ました。先日、中央図書館の30年誌の冊子をいただきまして、全部読んだんですけども、その中にも自習室とかカフェなどの充実が市民の声として掲載されてました。もちろん喫茶店じゃないんで、カフェがあればいいという話ではないんですよ。私が言ってるのは、そういった時代の流れによって変わってきてる部分もあるよと。それを昔ながらのやり方でそのままやるということが違うんじゃないのかな、違わなければいいんです。それが市民の皆さんの合意であれば問題ないんです。

ただ、私がいろんな方から話を聞くに、やはり開館時間の問題にしる開館日数の短さにしろ言われてます。そこも含めて、全体的な図書館のあり方について、じゃどうするのかということをお話す場が必要だと思うんですね。その場をつくりませんか。これ提案ですけれども、そういった場があると、そういった人たち、ただそういった人たちって、意外と今、図書館を利用できてない人たちなんです。私も前はサラリーマンでしたので、朝、大体7時に出かけて行って、自宅に着くのは10時とか11時ですよ、その時間に図書館あいてるわけがないんです。もちろん今、10時、11時にあけるとは言いませんけれども、休みの日の8時とか9時とか、そのぐらいの時間まではあいてほしいというのは、私が実際にサラリーマンをやったときの率直な感想ですよ。ただ、そのときにそう思っていましたけれども、実際利用できてないんで、はなから諦めてたんですね。図書館というのは、やっぱり市民の方にたくさん利用してもらおうというのが目的の一つなので、今現在、利用している方と利用されてない方の意見をどうやって吸い出すかということをお考えをいただいて、それを一堂に集めて話し合うという場が必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長(尾崎保夫君) 私が申し上げたのは、喫茶店になってしまっただけで困るということで、特にそういうふうなところというのは、意外と貸し出しがほとんどに、だんだんだんだんそういう方向に流れていっているとか、もう大分前からそういうふうな傾向があるんじゃないかなという思いはございます。ただ、先ほど質問者がおっしゃられたように、時代の流れというか、そういうふうなものはいろいろとあると思いますし、また市民そのものが昔とまた変わっているという可能性は大いにあるかなというふうに思っております。そうい

った意味で、図書館を指定管理者等、いろんな活用を、いろんな方に御理解をいただきながら、それをより一層充実した図書館としてしていくためにはということでもありますけども、ただ図書館、公立の図書館ということになりますと、先ほど言いましたように、選書とレファレンスということについては、しっかりと押さえておく。そういう上に立って、考えていく必要があるかなというふうには、私自身は思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 繰り返しますけども、選書とレファレンスの大切さはわかってます。選書に関しては、指定管理者であってもできることはできる。指定管理者がいろいろ言っていないですよ、そういう方法もあるということです。レファレンス室の拡大に関しては、言ってるのは、もともとレファレンス室以外に中央図書館で勉強するスペースがつかれないからそういうふうに通ってるのであって、レファレンス室の活用を妨げるようなことを言ってるわけじゃないんです。それ以外のところで、ちゃんと学習スペースが確保されれば、私のレファレンス室を利用させるなんて言わないですよ。だから、そこがきっちりできてない上で、レファレンス室が大切だ大切だというふうには、もちろん大切さはわかりますけども、もっとそのおかげで大切なことが抜け落ちてくる可能性もありますから、それも複合的に考えて、全体的に考えましょうって、そういう提案です。

○市長（尾崎保夫君） 先ほど来申し上げましたように、選書とレファレンスというのを基本において考えるということで、そのやり方については今風というか、今風という言い方はちょっとあれかもしれませんが、どのようなやり方であろうとも、私自身は構わないというふうに思っておりますけども、ただあくまでも図書館と言う以上、私自身はやっぱり公立の図書館は、選書とレファレンスというのはきちっと対応しておく必要はあるんじゃないかなという、まずそこを置いて、その上に立って、それは見る位置が違うだけの話だというふうに思いますけども。私はその位置に、上に立って、委託だろうが何だろうが、それは構わないというふうに思っていますよ。ただ、あくまでもそういう基本のところを外れて、外れるってさっき言ってませんでしたから、多分違うんだろと思うんですけども、そういうふうなところの基本、市としてこうなんだというね、公立図書館としては最低限これだけは確保しないとだめなんだという、その基本というものはきちっと押さえた上で、どのように対応できるかというのは、これから多くの図書館を御利用してる市民の方、あるいは図書館をこれから利用したいと思ってる市民の方、あるいは図書館は利用したことないなという市民の方、いろんな層がおいでになるかと思っておりますけども、そういう皆さんと一緒に検討していくというのは、先行きいいんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 選書とレファレンスは必要なんだ、当然必要です。大切なんだ、当然大切です。しかしながら、その上に立って多くの人の意見を聞きながら、図書館のあり方をどうするべきかということを考えていく必要があるなというのは、私の意見と市長の意見とそれほど変わっていないと思いますので、ぜひ早目に行ってほしいというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思います。

東大和市ふれあい広場についてなんですけれども、玉川上水駅前商業施設内に設置された東大和市ふれあい広場ですけれども、1回目の募集ですね、これはもう不調に終わったようですけれども、実際、説明会には何社来て、その際の質問など、どういったことがあったのかという、差し支えない範囲でいいですので、教えてくださいませんか。

○企画財政部参事（田代雄己君） ふれあい広場の公募の関係は、昨年の12月15日に公募しまして、その後、申

申し込みをする方に説明会をしてるところです。それが平成27年の1月15日ということですが、その際に来ていただいた方は、4個人、3団体ということで、合計10人の方に御出席をいただいているところでございます。その説明会に出た質問の関係ですけれども、やはり市としての目的だったり、その開設時間の問題だったり、その全体的なことも含めて御質問があったような状況です。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 結局それで1社、個人、1個人も申し込みがなかったということだったんですけども、その原因の分析というのはどのようにしておりますでしょうか。例えば聞き取り調査をするなり、アンケートをとるなりということはされてますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 応募の締め切りということで、平成27年の1月22日まで受け付けていたわけですけども、残念ながら応募がございませんでした。その後、その理由を把握するためにアンケートを、その説明会に来られた方に送りまして、その回答の協力を求めたという形になっております。そこで、状況というか理由をお聞きしているような状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） それでは、なぜ応募しなかったかという理由は来てるわけですので、その中で、これも差し支えない範囲でいいんですけども、教えていただけますでしょうか。また、直接市に対して質問などが来てないか、来ていればどういった質問があるのかというのをあわせてお願いします。

○企画財政部参事（田代雄己君） そうですね、応募しなかった主な理由を何点か申し上げますと、1つが募集の説明会、1月15日に行ったわけですが、その後、1月22日が提出の締め切りということで、その間の期間が短かったというようなお話が1つありました。それと、営業日や運営時間の話なんですけれども、年中無休ということで、ちょうどにぎわいの創出ということもありますので、そういう条件を付したわけですけども、その辺の人的な手だてがつきづらいという話がございました。また、利用料金ということで、これも提案の中でお受けする予定、考え方を提示したわけですけども、一応、市の希望としては月額で3万円ということで希望したわけですけども、その辺が、実際運営してみないとその金額が出せるかどうか分からないというような御意見がございました。

その後、それとは別の2番目の御質問の中の質問が実際あったかということですけども、こういうアンケートをとった後は、特段質問はなかったような状況です。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうすると、この理由ですよね、年中無休にしたことが結構大変だったとか、例えば3万円、高いんじゃないかとかいったところだと思うんですけども、それを踏まえて今後どういった条件を、新たに変えながらやっていくのか、それともこの条件は堅持しながら募集を続けていくのかという、そのあたりの今後の予定を教えてくださいませんか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 玉川上水駅前のにぎわいの創出ということで、このふれあい広場の利用価値というのは、高いというふうに認識してるところでございます。また、民間の力というか、市民の皆様のお力をおかりして、アイデアをいただきながら運営していくということも、試みとしては市としてもいい試みではないかというふうに認識はしてるところでございます。一方で、そういうような条件がなかなか理解しづらかったということもございますので、少し検討しながらやっていく必要はあると思います。ただ駅前ということもございますので、利用日数や利用時間というんですかね、そういう方々の逆の市民の方、あるいは代表者

の方もお気持ちもありますので、その辺の利便性を損なってまで運営することはどうかか、さまざまな条件もございますので、今後その辺につきまして考えていきながら、公募に向けてまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 先日、やまとみどりで市政報告と公聴会を行ったときに、参加者の方から、住民票や印鑑証明書の自動交付機を設置してほしいと、それを駅の近くにとという話がありました。庁内では、そのような利用の仕方を検討されたことがありますでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) ふれあい広場に関しましては、自動交付機ということの検討はしておりません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 同様に、東大和市駅前の行政コーナー、情報コーナーに関してはいかがでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 行政コーナーのほうにおきましても、自動交付機を導入することは考えておりません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 自動交付機については、そういう話が出たというだけで、ぜひお願いしますという話ではないんですけれども、そういったことも、アイデアも含めて、市民の方から、どういった利用の仕方がいいのかということ、利用の仕方を公募するというのも一つの手かなと思うんですよね。実際、民間の人にやってもらうのも一つですし、じゃこういうアイデアもあるよというのも広く求めないと、これ恐らく条件もそのまま、開館時間もそのままだと、恐らくそのまま次も不調に終わるんじゃないかなというその危惧をします。そうすると、今現在、市が委託でパネル展とかやっていますけれども、せっかく玉川上水って乗降客も多くて、場所的にすごくいい場所なので、あそこが何か華やかなものができればいいなと私も思っているんですけれども、ぜひそういった利用の仕方も含めて、もっともっと宣伝してほしいというふうに思います。

今後いろんな条件が、ある程度決めなきゃいけないと思うんですよね、こういう条件と、こういう条件と、こういう条件と。しかしながら、入りたい人というのは、別々の思いがあるので、そういったところをなかなか流動的にというのは難しいのかもしれませんが、少しこのあたりだったら緩和してやれるようなという、そういった可能性があるのであれば、多くの市民も、ちょっと話は聞いてみようかなというふうに思うと思うんです。最初からぱっと決められてしまうとなかなか、どうせ無理だろうなというふうに思ってしまうと思うんです。そういったことをやりながら、難しいとは思いますが、せっかくのコーナーですので、今後そういった形で続けていってほしいなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○企画財政部長(並木俊則君) ふれあい広場の公募に関しては、現状、先ほど参事のほうからお話した次第でございます、今おっしゃいますようないろいろな御意見をいただいている状況でございます。現在、再募集というところに考えはっておりますが、それも時期もございます。また、ここで年度が変わるということもございまして、いろんな状況の判断、また各団体なり興味を示していただいている個人の方、いろいろな方の意見も踏まえまして、現在、次の段階に向かっての公募を考えているという状況でございますので、その中では今回の第1回目の公募を行った経緯も含めまして、より参加がしやすいような部分というところも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、にぎやかないい場所になることを望みます。

最後に、2011年に多くの市民の方の負託をいただいて当選させていただいて、この場所で16回の本会議全てにおいて、さまざまな一般質問をさせていただきました。その中には、何度も何度も継続して質問があったり、しつこいなと思われることもあったと思いますけれども、その都度、御丁寧な御答弁をいただき、この場をかりて御礼を申し上げます。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時39分 休憩

午後 3時49分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中野志乃夫君

○議長（尾崎信夫君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、みのり福祉園の今後の展開についてであります。

①として、東大和市総合福祉センターが開園した段階で「みのり福祉園」はどうなるのか、具体的な検討はされているのかどうかをお聞きいたします。

②として、障害者団体から、閉鎖される予定の「のぞみ集会所」ですね、これは平成28年度廃止ということは明確化されているんですけど——にかわる場を求めている声があります。「みのり福祉園」の一部を活用することはできないのかということでもあります。これに関しては、ちょっと一言つけ加えておけば、もともと総合福祉センターで、それにかわる場所ということが論議されているのは承知の上で、この点を聞いております。

2番目に、公式行事での来賓紹介についてです。

①の質問ですけども、ここですが、「昨年の出初式」と書きましたけれども、後ほどどうも昨年の出初式は違かったようで、ちょっと私の勘違いだったようですので、ここは昨年というんじゃなくて、一昨年以前にということの出初式の内容ですけども、市議会議員は議長が代表する形で紹介され、議員一人一人の紹介はなかったのに、なぜことしは以前のやり方に戻したのかという内容であります。以前のやり方と今回のやり方と、ちょっと違ってたんじゃないかということで質問させていただきました。

そして②として、野外での公式行事などは、時間のかかる市議会議員一人一人の紹介は割愛してもよいのではないかとということでもありますけども、この点についてお聞きいたします。

以上です。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、（仮称）総合福祉センターの開所後のみのり福祉園の具体的な検討についてで

ありますが、施設等の利活用につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、のぞみ集会所にかわる場についてであります。のぞみ集会所は昭和54年に開所し、施設が老朽化していることから、（仮称）総合福祉センターの開設に伴い、集会所の機能を総合福祉センターに移設して実施することとしております。総合福祉センターに多目的集会室が設けられますことから、みのり福祉園の一部を集会所にかわる場として活用することは考えてはおりません。

次に、出初式での市議会議員の紹介についてであります。平成26年と27年の出初式では、出席されました市議会議員の皆様全員を御紹介をいたしました。それ以前は、お一人ずつの紹介ではなく、議長を代表とする形式で紹介をしておりました。出初式での来賓の紹介につきましては、式典の時間や表彰者の人数、消防演技の内容等の状況にもよりますが、御招待をし、御出席をいただいておりますので、基本的には御紹介をするのが礼儀であると考えてございます。

次に、野外の公式行事におけます市議会議員の皆様のご紹介についてであります。基本的には市が主催、または関係します催し物、行事やイベント等におきまして、来賓としてお越しいただいた市議会議員の皆様には、その式典等において御挨拶いただくか、またはお名前を紹介させていただくことが、御多忙の中、御招待にに応じていただいた皆様への礼儀であると考えております。これからもこれらのことを踏まえまして、御来賓としての市議会議員の皆様のご紹介を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず1点目のみのり福祉園は具体的な検討はされていないということですが、これはでも日程的には総合福祉センター自身が開園する予定の日程は決まってるわけですよね。まあちょっといろいろ建設費の高騰云々で、ちょっと不調に終わってるから長引きそうとはいっても、基本的な、ここまでにつくらざるを得ないというそういう条件もありますから、いずれにしても残ったみのりをどうにかするはずですから、これはもう今から検討してもいいんじゃないかと思うんですけども、どうなのでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） みのり福祉園の今後につきましては、先ほど市長からも御答弁いただきましたとおり、今後検討していくということでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 今後ということですが、何年、2年後でしたっけ、3年後ですか、総合福祉センターが開園する時期が。もう決まってますよね、予定は。あとその下のほうの問題にもかかわるんですけども、のぞみ集会所ももう28年度は廃止しますよということは出てます。ですから、いずれにしてももう何らかの別のものと。それで、先ほども言いましたとおり、総合福祉センター云々という話は、当然、私も承知しております。ただ、今の段階でいいますと、私の方見方ですと、総合福祉センターのところにのぞみにかわるものをというふうになってますけども、果たしてそれがうまく利用できるのかどうかはちょっと心配しております。かなり厳しいんじゃないかと思ってます。どちらかという、のぞみ集会所というのは、障害者団体の人が気軽にいつでも、いつでもと言うと変ですけども、自由に使えるというのが大変、非常に利便性が高いということが使われてた。ただ、今はほとんど寒くて使えないとか、もう本当に老朽化してるのが現状ですから、それはしょうがないんですけども、既に障害者団体からもそういう要望が出てると思うんですけども、それらを踏

まえて全く未定といっても、いつごろに、じゃ検討を始めますとかいう、そういう検討もされていないんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 時期も含めまして、今後検討していくということでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 時期も含めて全然検討して——逆に言えば全然検討していないということですよ。それは正直で、全然結構なんですけども、そのとおりでね。ただ、私とすれば、この問題は既に障害者団体からも要望は出されてんじゃないですかね。それに対しても、そういうお答えなんでしょうか。その点はどうですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） みのり福祉園の今後の利用につきましての障害者団体の方から御要望といったことは、意見交換会等の中ではそういったお話などもいただくこともございますが、現在市といたしましては、総合福祉センターの施設整備に向けまして、今鋭意努力しているところでございますので、そちらのほうに注力をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） そっちのほう、肝心の総合福祉センターのほうで、ちょっとまだいろんな点で心配だというのは非常によくわかります。そのために全力投球したいというのも、よく理解はできるのですが、ある面、全面的に市がやる事業ではない、ある面、民設民営みたいなものですから、それは当然、相当な努力はそちらにやって、ある面、市は援助する形で今回かわるんじゃないかとは思ってます、総合福祉センターに関してはね。

それで、一方でちょっと私が心配してるのは、実はあけぼの学園ですね、あけぼののほうはかなり老朽化してるし、そもそも私はいろいろ最初につくられた経過からすれば、ああいう場所でしょうがなかったのかもしれない、ないよりはあったほうがいいし、ほかの市にないものをつくったのは、私は画期的だと思ってますけども、今回みのりが基本的にあいてしまうというか、あくんであればね、ああいう施設を本来だったら障害者の関係で持ってきてもいいんじゃないかということもちょっと思ってます。ただ、これはいろんな団体の皆さんの意向もあるし、皆さんの希望もあるでしょうし、また市側の考えもあるでしょうけども、ちょっとあれですけど、あけぼのに関してはもう基本的にはあそこだけの考えで……

○議長（尾崎信夫君） 質問者に申し上げます。

通告書に従って質問をお願いいたします。

○22番（中野志乃夫君） いや、何で。ちょっと今、議長、おかしいですよ。福祉関係の話の一環ですよ。何でそれで注意するの、おかしいでしょう、今の。関係するでしょう。ちょっとこれ、おかしいよ、ちょっと。ちょっとまあ議運開いちゃうと時間食っちゃうから省きますけども。ちょっと今、これに関してはちょっと議長に注意しておきます。障害者関係の福祉施設の関係で言ってることをね、そんな言うことおかしいですよ。理解してないということですよ、全然。ちょっとそれはね、今後ちょっと問題にしたいと思いますが、ちょっと時間ね、そこで無駄な時間は割けたくないのでもっと質問させていただきますけども、あけぼのに関してのちょっとその件に関してのこの間、交渉なり検討というのはあるんでしょうか。その点をお聞きします。

○市長（尾崎保夫君） 今、職員のほうは、部長を初め、総合福祉センターということで、部長、課長、係長を含めて、部を挙げてというか、課を挙げてというか、そういう状況で総合福祉センターに全力を掲げているという状況でございまして、今総合福祉センターがこれで軌道に乗るとい形になれば、総合的に公共施設のあ

り方を検討するとかいうふうな形で今進めてございますから、そういった中であそこのみのり福祉園、そしてあけぼのですね、それらを含めて総合的にしっかりと考えていく必要があるかなというふうに思います。個々のところをどうするどうするという考え方は、私自身は今持ってございませんで、福祉施設という意味で、ひっくるめて考えていくと。その優先順位として、今は何しろ総合福祉センターを何とかしない限りは、その先には進めないというふうに考えてございます。そういった意味では、職員には大分無理をさしていますけども、何とかしていきたいというふうに思っていますし、また利用者の方々、大勢の利用者の方々がどうなったんだということで、待ってるという言い方はおかしいですけども、そういう方が多いというふうに伺ってございますので、そういう方のためにも今全力を尽くしてやっていると。そして、給食センターと違わせて、先ほど御質問者が言いましたように民設民営ですから、私どものほうがお金をちょっと乗せてやればいいやということにはならないというところが、非常に難しいところでございますし、そういった意味では、お金は出さないけど、口を出して、都だとか国とか含めて、そういうほうにいろいろとお願いをしていこうということで、一生懸命、今やってるところなんで、その辺のところは御理解いただきたいというふうに思います。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。市長さんおっしゃるとおり、今総合福祉センターに関して、いわゆるいろんな面での不調になってる、それをどうするか、言ってみればもう期限も決まってる話ですから、そこで全力投球もよくわかります。ですから、その点は私もぜひ頑張っていたきたいと思ってます。

ただ、こういった市の計画ですから、同時進行的に、やはり常に並行して動かないと、そっちのほうはやってましたが、そっちのほうはやってませんでしたでは済まされない。これは行政の皆さんはわかっているんですけども、常に計画性があるって、何年後にはこういうことが起こる、当然前提として話が進むわけですから、その点ではやはり同じ福祉の関係の領域に入る問題に関して、市長が言ったとおりでいいと思います。個々のというよりは、全体の流れの中でどうしていくかということも含めて検討してほしい、それは一方で市民の団体も含めてとか、そういう福祉関係の協議会の中でもいいから、やはりもうそろそろ論議を始めてもいい段階だと思っておりますので、逆に言うと個人的には、もう始めるべき時期だと思っておりますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

次に、公式行事での来賓紹介に関してですけれども、私が今回ここで言いたいのは、たまたま私が今回の議席順でも一番最後です。ですから、いろいろ議員紹介ってなると、もうずっと最初、1番から始めて私のところまでくるのにすごい時間がかかったりとかで、私がそういった公の場とかなんかに行ったときも、待たされるというかな、やっぱり結構、最初の式典が長くて、肝心の行事が遅くなるというのは甚だ不愉快な感じは個人的にはしています。ですから、私がそうなるっていと、私いつも最後に呼ばれるけどもね、それまでにみんな嫌な顔をしてんだらうかと、つまらないと思うんですけども、いずれにしてもやり方はあると思うんですよ。伺いましたら、というか確かにそう言われて、そうだなと思ったのは、市民運動会とかなんかのときに、ああいう暑いさなかですから、大体暑い天気のとが多いですから、暑いさなかでね、最初にずらっと並べて一人一人というよりは、たしか前回は名前だけ、出席した議員の名前を読み上げて、最後で一同礼といいますかね、全体で礼をすると、それだけでも私はいいと思ってます。つまり、一人一人、行って礼して「おめでとうございます」とか言ってるよりは、もう参加者の名前だけ読み上げて、最後に一同という形で、私とすればそれでも十分市としては礼儀を尽くしてる形になりますし、よろしいんじゃないかと。それで、まして行事のほうがなるべく短縮されて、本来の目的のほうが多くできるような、そういう配慮がいいんじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょう。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほど市長のほうからも答弁申し上げましたが、市のほうでは屋内でのいろいろな催し物、イベント、屋外も同じように、年間通しますとかなり数多くの催し物、イベント、いろんな行事というのがございます。そういった中で、市としましては屋内、屋外も含めまして、なかなか統一的な基準、ルールをもって、この市議会議員の皆様を紹介をする部分について、ルール化というのはなかなか難しいということは、長年ずっと経験してきた中からわかってることでございます。そういった中で、今おっしゃられました部分につきましては、それぞれの催し物、行事、イベント等で、長年の経験の中、いろんな実績の中から考えた部分でございますので、先ほどの市長の答弁にもございましたように、御招待申し上げた市議会議員の皆様にありますは、それぞれの行事、催し物、イベントの中で考えた中で、御挨拶いただくか、御紹介をさせていただくかというようなことを考えていくというのが基本的なスタンスでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 基本的なスタンスはよくわかります。そのとおりでございますので。ただ、そのやり方ですね。今までどおり一人一人の方、それでこれも立って、呼ばれて、「おめでとうございます」とか言うことぐらいですし、別に出席者の名前を読み上げて、最後に全体で「おめでとうございます」と言っても同じだと思うんですよ。私はより早く、とりわけ議員の人数も多いですから、そういった場で、いわゆる式典ですね、式典を長くするんじゃなくて、肝心の行事のほうがちやんと時間とれるよう配慮をしていただきたいので、この点をぜひ検討していただきたいと思うんですけども、ちょっと再度その点どうでしょう。

○副市長（小島昇公君） 基本的な市の考え方は、先ほど市長から御答弁させていただいたとおりでございます。具体的な方法によりましては、やはり行事の場所やら、いろんなことによって全部一律というわけにもいかないこともあろうかと思えます。今御指摘もございましたので、検討させていただくということでお答えさせていただきます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ぜひ、そういった形で検討していただきたいということをもちまして、私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、中野志乃夫君議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 御殿谷 一彦 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、19番、御殿谷一彦議員を指名いたします。

〔19番 御殿谷一彦君 登壇〕

○19番（御殿谷一彦君） 議席番号19番、公明党の御殿谷一彦でございます。私は壇上の大切な場所をかりまして、市の現在の大きな課題と思われまして以下の2点について質問させていただきます。

まず1つが情報化推進の状況と課題について、2つ目が地方公会計の整備について、この2点を、この大切な場所から質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、東大和市においては、平成16年に東大和市情報化推進計画を策定し、平成21年には第二次東大和市情報化推進計画、第二次計画を策定、さらに平成26年には第三次東大和市情報化推進計画、第三次計画が策定されました。この計画の目的は、次のように計画書の中で宣言しております。市民本位の電子自治体を構築することとし、以下の課題を解決することを目的とする。その課題も、次のように簡潔で、確かな記載となっております。

ります。その計画書から引用させていただきます。（１）として、市民サービスの充実。（２）として、行政運営の効率化、高度化。（３）として、情報化、経費の低廉化と運用管理の最適化。（４）として、災害時における事業継続が可能となる高い信頼性と安全性の確保。（５）として、高度なセキュリティレベルの確保の５項目が挙げられております。私の質問も、この課題を中心にさせていただきます。これまで情報通信技術、ICTと呼ばれておりますが、活用した各種サービスの充実、またサービス提供のもととなる基盤技術、インフラの整備を進めていただきました。そこで、東大和市の情報通信、情報処理に関して、これまでの推進の状況と課題の確認をさせていただきます。

1番として、東大和市の情報化推進について、状況と課題について伺います。

①として、基幹系システムの外部データセンターでの設置運用を行いました。その稼働についてお伺いいたします。

アとして、その効果と現在の状況についてお伺いいたします。

イとして、第三次東大和市情報処理推進計画では、基幹系システムについて、システム更新が平成28年に予定されています。その内容を伺います。

②として、現在、庁舎内には各種のサーバー機、その上で稼働しているシステムがあります。庁舎内に設置してあるサーバー機関連についてお伺いいたします。

アとして、設置場所の整備と運用の充実はどのように図られたかお伺いいたします。

イとして、災害時等に対する対応はどのようになっているかお伺いいたします。

③として、第三次東大和市情報処理推進計画では、財務会計システムは27年度に更新となっております。

アとして、その内容についてお伺いいたします。

また、計画では、方針とあわせてさらなる最適化を進めるとともに、外部センターへの移管、アウトソーシングなどを検討するとなっております。

イとして、財務会計システムの外部データセンターへの移管についてお伺いいたします。

④として、情報セキュリティ対応について、状況をお伺いいたします。

アとして、基幹系システム及び端末についてお伺いいたします。

イとして、庁舎内にあるサーバー機に関してお伺いいたします。

この大項目の最後に、ICT、また情報化推進の関連として、⑤として東京都の観光インフラ整備支援事業への対応についてお伺いいたします。今回はその中にある事業の1つである市内の無料Wi-Fi設置についての市の対応をお伺いいたします。

次に、大きな2番として、公会計の整備についてお伺いいたします。

この1月23日に総務省から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」と題した通知が出されました。これは今までも公明党が質問で確認してきた新公会計制度による財政管理制度を進める通知です。この通知の冒頭では、人口減少、少子高齢化が進展している中、財政マネジメント強化のため、地方公会計を予算編成時に積極的に活用し、限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要と述べて、新地方公会計の推進、活用を求めています。

そこで、本件について東大和市の対応についてお伺いいたします。

①として、ここで言っている「統一的な基準」とはどのような内容かお伺いいたします。

②として、「統一的な基準」による地方公会計の整備スケジュールについてお伺いいたします。

③として、発生主義・複式簿記を使うメリットは何かお伺いいたします。

④として、当市では、この仕訳は期末一括とするのか、日々仕分けとするのか、意向をお伺いいたします。

⑤として、固定資産台帳の整備が必要ですが、当市の状況は現在どのような状況かお伺いいたします。

壇上での質問は以上といたします。再質問には、自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[19番 御殿谷一彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、基幹系システムの外部データセンターでの稼働における効果と現在の状況についてであります。現在運用中の基幹系システムは、以前の汎用機での運用に比べて、各法改正に伴うシステム改修費が抑制できたことや、コンピュータ本体の大規模な設備保守が不要になったことなど、一定の効果を得ていると考えております。また、現在の状況であります。データ管理面におけるセキュリティーの確保、災害対策の強化、封入封緘業務があわせて委託できるなど、効果的、効率的な運営が図られていると考えております。

次に、平成28年度に予定されているシステム更新の内容についてであります。現在の基幹系システム及び機器の賃貸借契約は、平成28年12月31日に満了を迎えます。そのため、システム運用上の課題や問題点を整理し、システム更新について今後検討してまいりたいと考えております。

次に、サーバーの設置場所の整備と運用の充実についてであります。市では庁舎内に分散管理していたサーバーを集約管理するために、電源の改修工事を行うとともに、サーバー室の環境を常に良好な状態に保つために、空調設備工事を実施してまいりました。こうした環境整備により、電算機器の安定稼働が図られているものと考えております。

次に、災害時等の対応についてであります。現在、庁舎内で管理している各種システムは、災害時等に被災するリスクがあるため、バックアップデータを庁舎外の遠隔地に保管しております。そのため、災害時等のデータ滅失リスクを低減できるものと考えております。

次に、財務会計システムの更新についてであります。財務会計システム及び機器の賃貸借契約は、平成27年9月30日に契約満了を迎えます。システムの内容は、財務会計機能に加えて、予算編成、グループウェア、起債などの機能をのせて運用しております。現システムの更新に際しましては、情報システムマネジメント本部会議において審議し、現在のところ運用面で喫緊の課題がないことから、経費面を考慮して現システムの継続を検討しているところであります。

次に、財務会計システムの外部データセンターへの移管についてであります。第三次情報化推進計画において、平成27年度のシステム更新に合わせてシステムの最適化を進めるとともに、外部データセンターへの移管を研究、検討することとしております。しかし、システムの移管には、新たな経費が発生することから、費用対効果を考慮しながら対応したいと考えております。

次に、基幹系システム及び端末の情報セキュリティーについてであります。現在、基幹系システムを利用する場合は、パスワード及びICカードによるアクセス認証を行っております。また、端末に盗難防止や記録媒体の持ち出し禁止など、さまざまなセキュリティー対策を講じて運用を管理しております。個人情報等の機密情報は、一度漏えいしてしまうと回収が困難であり、また市役所の業務に対する信頼を著しく損ねてまいります。今後も高いセキュリティーレベルを維持するとともに、個人情報を適正かつ厳正に取り扱ってまいります。

次に、庁舎内のサーバー機についてであります。現在、基幹系システム以外のサーバー機については、庁舎内で管理しております。これらのシステムにつきましては、第三次情報化推進計画では、それぞれのシステム更新に合わせて統合、集約化を進め、より効率的なシステム構築を研究、検討していくこととしております。今後も引き続き情報セキュリティーに関する最適化、効率化を研究、検討してまいります。

次に、東京都の支援事業の一つである無料W i - F i 設置についてであります。市内において情報収集の目的でインターネットを使用する際、ストレスフリーで接続できる環境を整備することで、さまざまな活用が期待されております。また、このサービスにおいては、観光情報等を提供するためのポータルサイトの構築や、実情に応じた利用環境の整備が必要となります。平成27年度以降に東京都が外国人旅行者に対するW i - F i 利用環境の整備を進める情報がございますことから、今後、情報収集に努め、研究してまいりたいと考えております。

次に、地方公会計の整備についてであります。平成27年1月に国から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知があったところでありますが、これは発生主義・複式簿記の導入や固定資産台帳の整備、また団体間での比較可能の確保を推進するため、国におきまして統一的な基準を定めたことによるものであります。内容といたしましては、統一的な基準による財務書類の作成、資産の評価方法及び固定資産台帳の整備、連結財務書類の作成、財務書類等の活用方法など、各手順が示されたものとなっております。

次に、統一的な基準による地方公会計の整備スケジュールについてであります。国が示しましたスケジュールでは、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準による財務書類等を作成することとされております。また、国は地方公共団体の財務負担や経費負担を軽減するため、マニュアルの公表、地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアの開発と無償での提供、人材育成などの支援を講ずることとしております。

次に、発生主義・複式簿記を使うメリットについてであります。現在、各地方公共団体におきましては、一般的に現金主義に基づく単式簿記の会計処理が行われているところでありますが、この現金主義に基づく会計処理では、固定資産等のストック情報や減価償却費等のコスト情報の把握が難しく、発生主義・複式簿記の手法を取り入れた地方公会計の整備が求められてきたところであります。発生主義と複式簿記を導入した場合のメリットについてであります。発生しました取引ごとに仕訳を行うことにより、事業別や施設別の詳細な単位でコスト情報が明らかになることや、各事業の評価を行う場合におきましては、そのコスト情報等を反映した詳細な分析が可能になると考えているところであります。

次に、当市における仕訳の方法についてであります。統一的な基準による地方公会計におきましては、発生した取引内容を日々仕訳する方法と、取引内容を蓄積し、期末に一括仕訳する方法の2つの処理が示されております。国における研究会の報告では、複式簿記の導入意義を踏まえると、取引ごとに日々仕訳することが望ましいとの考えを示されているところであります。なお、日々仕訳を行う場合につきましては、現在の現金処理に加えて、日々仕訳に対応する財務会計システムの整備が必要となり、複式簿記による事務負担につきましても増加する課題等もありますことから、仕訳の方法につきましては、今後におけます国からの支援内容も踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

次に、固定資産台帳の整備に関します当市の状況についてであります。統一的な基準による地方公会計の財務書類の作成に当たりましては、固定資産台帳の整備が必要になってまいります。当市におきましては国が示したスケジュール等に基づきまして、今後、固定資産台帳の整備を進めていく予定としております。なお、

ここで取り組みを開始いたしました公共施設等総合管理計画につきましては、計画の策定に当たり市の公共施設等の調査と状況把握を行うことを予定していますので、計画の策定の中で把握しました資産情報を活用して、固定資産台帳の整備を進めることが、事務負担や経営負担の軽減を図る点におきましても有効であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○19番（御殿谷一彦君） 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

まず、基幹系システムが、もう七、八年ぐらい前ですか、外部データセンターのほうに運用が移ったわけですけども……。四、五年前ですね、移りました。この基幹系システム稼働以降、バージョンアップしたシステム機能などがありましたら、その後の状況を教えてください。

○情報管理課長（菊地 浩君） 基幹系システムは、平成23年1月から稼働開始しておりますけれども、その後、後期高齢者医療システムが平成25年10月から、子ども・子育て支援システムが平成26年3月から、それぞれ基幹系システムに連携させて運用を開始しております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） この連携というのは、この後期高齢者システム、子ども・子育て支援システムをデータセンターのほうに移したということでしょうか、ちょっと確認してください。

○情報管理課長（菊地 浩君） 子ども・子育て支援システムは、外部データセンターで運用管理を行っております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 後期高齢者がもう一つあると思いますけども、いかがでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 後期高齢者医療システムを、基幹系システムと同様に外部データセンターでの運用管理を行っております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） その基幹系システムそのものの稼働、外部センターでの稼働については、市長のほうから先ほどさまざまな効果があったということで、セキュリティとか災害対策とか、それからさまざまな業務が外部に移管できたということで効果、御答弁いただきましたが、この後期高齢者医療システム、子育て支援システム、これを追加して、その外部データセンターにて連携運用した、これの効果はいかがでございますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 後期高齢者医療システム、子ども・子育て支援システムともに、基幹系システムに統合させたことによりまして、確認業務などが円滑化され、また来庁された市民の皆様に対して、窓口での対応が速やかで、きめ細かい対応が可能となり、市民サービスの向上につながったものと考えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 外部データセンターに移行したというのは、いろんな意味で効果が出ているのではないかと、私もこの辺のシステムについていろいろ質問させていただいた効果、少しはあったんじゃないかなというふうに考えております。ありがとうございます。

この基幹系システム、外部センターで今、運営をしてるわけですけども、当然ながら23年に移行した後、そのままずっと固定して運用してるわけではなくて、さまざまな条例に伴う改善だとか、いろんなことがあると

と思いますが、その各システムの機能の改善、向上についてお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 基幹系システムは、運用開始当初から全てのシステムにおいて随時レベルアップの対応を図ることとしておりまして、また市長答弁にもありましたとおり、各法改正に伴う対応は、システムレベルアップにより対応することとしております。したがって、各システムの機能面でのレベルアップは、それぞれの担当課において随時図られております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 各担当レベルで行われてるということは、どこか、例えば情報管理課、またはそれにかかわるところで、どの課で、どのシステムが、どのように変わっているのか、いつ変わったのかという把握は、どのようになされてるのかお伺いいたします。

○情報管理課長（菊地 浩君） 各システムにおきまして、レベルアップを図った情報は、その担当課からその都度報告を受けております。また、その対処方法につきましては、すぐに結論が出せない場合もありますので、基幹系システム及び福祉総合システムのそれぞれの契約業者と定期的に報告会を設けておりまして、そのときに全て報告を受けております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 確認をさせていただきます。

そうしますと、情報管理課さんのほうで、少なくとも基幹系システム全般において、いろんな多くのシステムがそこに載ってるわけですけども、それについてのレベルアップ、修正等に関しましては、一応、日にちから大体的内容、細かい内容は担当がいなくてわからないので、その辺は把握しておられる、いざというときにはその説明が大体できる、修正したということだけの説明はできるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） そのとおりでありまして、私どものほうに細かい点におきましてどのような改善が図られたかなどについて、報告会で報告を受けております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） それでは、この後、基幹系システムの更新が平成28年に予定されていることで、先ほどお伺いいたしました、システム運用上の課題、問題点、今後、整理して検討していきたいと、その内容についてお伺いさしていただきました。この更新までのスケジュールをお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現基幹系システムは、平成28年12月31日に契約期間の満了を迎えます。逆算しますと、平成27年10月の次年度予算編成の開始時期までに、更新に向けての方向性を考えなければなりません。したがって、それまでに現システム運用上の課題や問題点を整理し、次期基幹系システムの運用方法などについて具体的検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時32分 延会